

第2期

那須町子ども・子育て支援事業計画

2020～2024

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

那須町

はじめに

急速な少子化や核家族化の進行、地域での関係の希薄さなど、子育て家族を取り巻く環境は大きく変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。

本町においても、平成27年4月の子ども・子育て新制度施行に合わせ、「那須町第1期子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、「すべての子どもが輝く那須 つなげよう未来へ」を基本理念とし、町全体で様々な子育て支援事業に取り組んできました。



令和元（平成31）年度が第1期計画の最終年度にあたるため、第1期計画の評価を行い、課題を抽出し、各事業に反映させ「第2期那須町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の那須町にとってもかけがえのない大切なものです。

那須町の貴重な宝である、すべての子どもたちが健やかに成長し続けるためにも、子ども・子育て支援事業を地域一体となりながら取り組んでいきたいと考えています。「すべての子どもが輝く那須 つなげよう未来へ」という基本理念を第2期計画でも継承し、未来を担う子どもたちがよりいっそう輝き未来へはばたくために、地域の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました那須町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、関係団体各位、子ども・子育てアンケート調査等にご協力頂きました保護者の皆さまには、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

那須町長 **平山 幸宏**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	5
1 人口・世帯・人口動態等	5
2 教育・保育施設の状況	11
3 第1期計画 教育・保育給付事業の実施状況と評価	14
4 第1期計画 地域子ども・子育て支援事業の実施状況と評価	18
5 次世代育成行動計画の実施状況と評価	25
6 ニーズ調査の結果概要	35
7 那須町の子ども・子育て支援の課題	44
第3章 基本的な考え方	46
1 目的	46
2 基本理念	46
3 施策の体系	48
第4章 子ども・子育て支援事業	49
1 教育・保育提供区域の設定	49
2 教育・保育事業の提供	50
3 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策	51
4 地域子ども・子育て支援事業	54
5 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	62
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	63
7 教育・保育施設の質の向上	64
第5章 次世代育成支援対策の推進	65
1 次世代育成支援対策の基本理念	65
2 次世代育成支援対策の推進	66
3 「新・放課後子ども総合プラン」の推進	79
第6章 計画の推進体制	80
1 地域及び関係機関等との連携	80
2 責務と役割	81
3 計画の達成状況の点検・評価	82
資料編	83
① 那須町子ども・子育て会議委員名簿	84
② 計画策定の経緯	85
③ 那須町子ども・子育て会議設置条例	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

那須町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月～平成32年3月を第1期とした「那須町子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援市町村行動事業計画」を一体的に作成しました。この計画では、「すべての子どもが輝く那須 つなげよう未来へ」を基本理念とし、町全体で様々な子育て支援事業に取り組んできました。

国の動向をみると、平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取組の支援を行う等の内容の追加、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和3年度までに女性の就業率80%に対応できるような保育の受け皿の整備が示されました。また、就学児童においては、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

令和元年10月からは、人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る観点から、「幼児教育・保育の無償化」がスタートしています。

平成28年6月の児童福祉法の改正では、基本理念の追加、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））の設置、市町村や児童相談所の体制の強化などの対策を講じることとなりました。

また、生活困窮世帯の増加による「子どもの貧困」も顕在化し、令和元年6月に「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正、「子供の貧困対策に関する大綱」の決定など、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策が求められております。

今後の子ども・子育て支援事業は、子育て環境の変化、保護者等の働き方の変化、支援の必要な子どもへの対応等多くの要因を踏まえ、様々な制度の下で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、「一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会」を目指す必要があります。

那須町では、これらを踏まえ第1期計画の進捗状況の確認及び課題の整理とともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、本町における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保及びその時期等を盛り込んだ「第2期子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援市町村行動計画」を一体的に策定し、家庭・学校・地域・職域等と連携・協働しながら、社会全体で子ども・子育て・親育てを支援していきます。

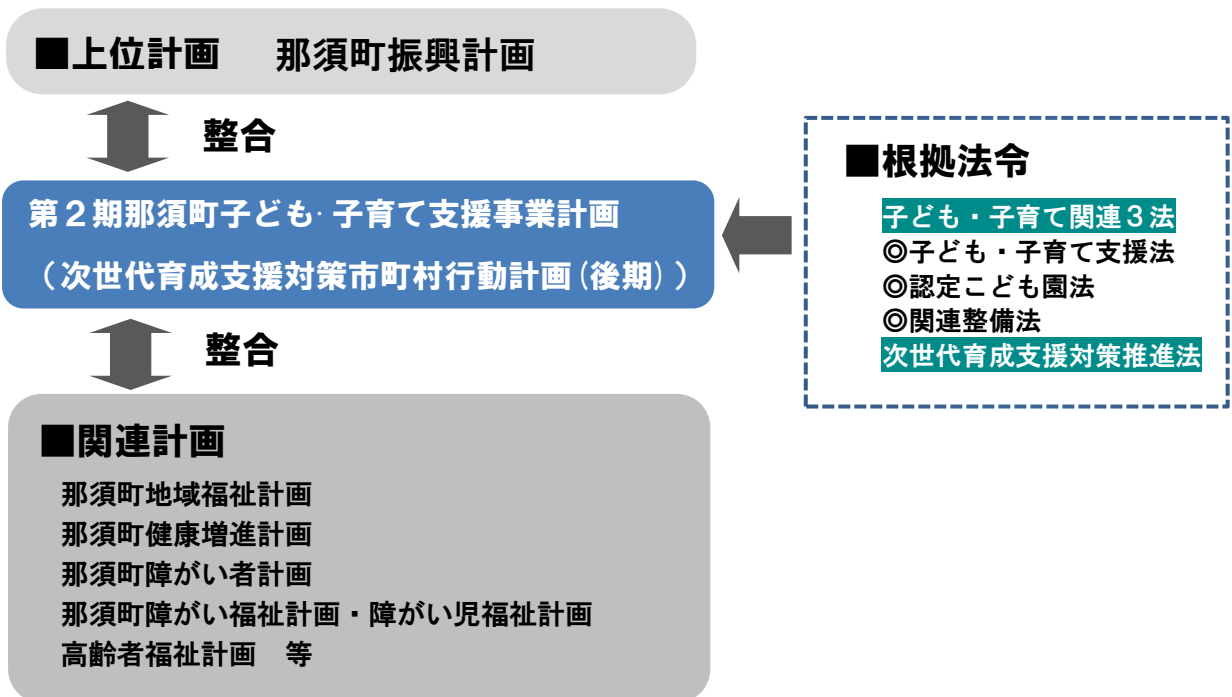
2

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定された「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定された「次世代育成支援市町村行動計画」を一体的に策定し、那須町の子どもと子育て家庭を対象として、那須町が今後進めていく施策の方向性や目標などを定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て、親育ちを支援していくために、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、「次世代育成支援対策の推進」「支援の必要な子どもへの支援」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、従来の保育サービスや各種の子育て支援事業の推進に大きな役割と機能を果たしてきた次世代育成支援対策推進法に基づく計画である「次世代育成支援行動計画」における取り組み、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえながら、より手厚い子ども・子育て支援を推進し、様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く (放課後等)		青年期 (一部対象)	
次世代育成支援対策推進法 (児童福祉法)								
子ども・子育て支援法								

3

計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期として推進します。なお、次世代育成支援市町村行動計画については、後期の5年間を一体的に推進していきます。

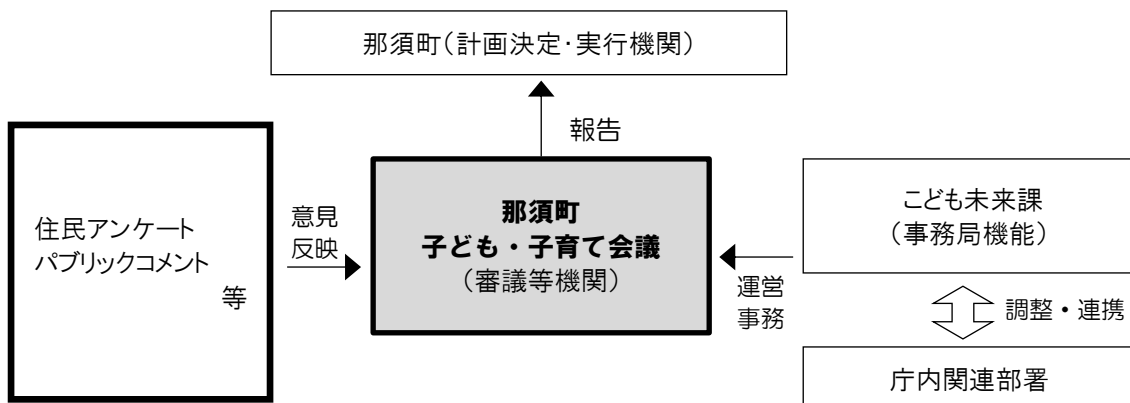


4

計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「那須町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。



(2) 就学前児童アンケートの実施

次の2点を把握するため、就学前児童を対象に下記のとおりアンケートを実施しました。

- ア 就学前児童保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	906 票	734 票	81.0%
対象者の抽出方法	那須町在住の就学前児童がいる家庭の保護者全員			
調査期間	平成 30 年 12 月から約 3 週間			
調査方法	・ 町内幼稚園及び保育園を通して配布・回収 ・ 町外施設通園児及び在宅児については郵送で配布・回収			

(3) パブリックコメントの実施

町民の意見を本計画に広く反映させるため、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。



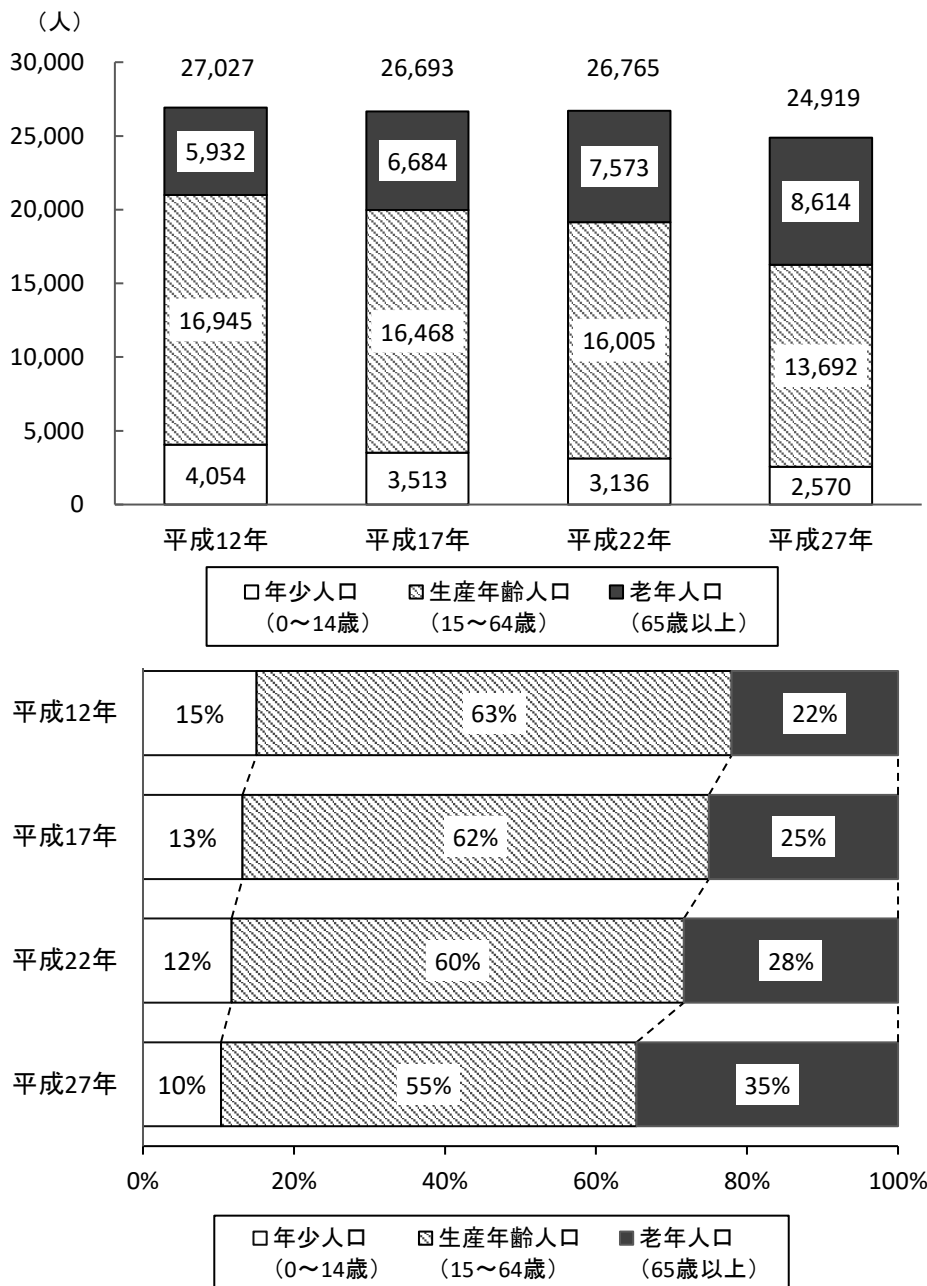
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（資料：国勢調査から）

○人口は、平成12年から平成27年までの15年間で約2,100人減少しています。

○少子高齢化が進行し、年少人口が平成12年から平成27年で約1,500人減少し、全体に占める割合も5%減少しています。

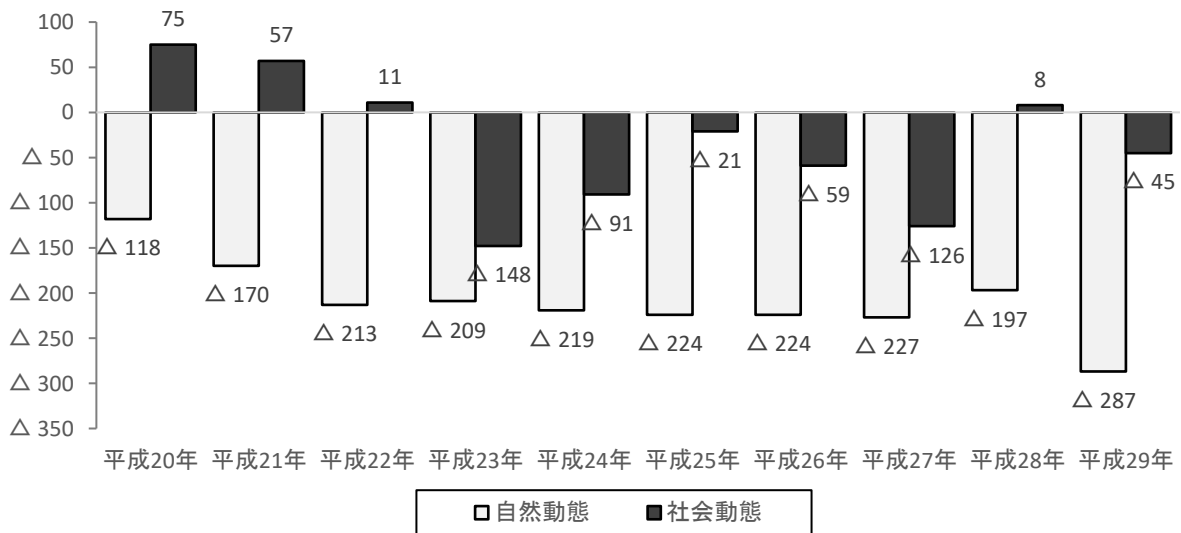


(2) 自然動態・社会動態（資料：那須町統計書から）

○社会動態（転入-転出）は、平成23年からはほとんどマイナスで推移しており、人口減少の要因となっています。

○自然動態（出生-死亡）は、10年間以上マイナスの年が続いており人口減少を加速させています。

■自然動態・社会動態の推移

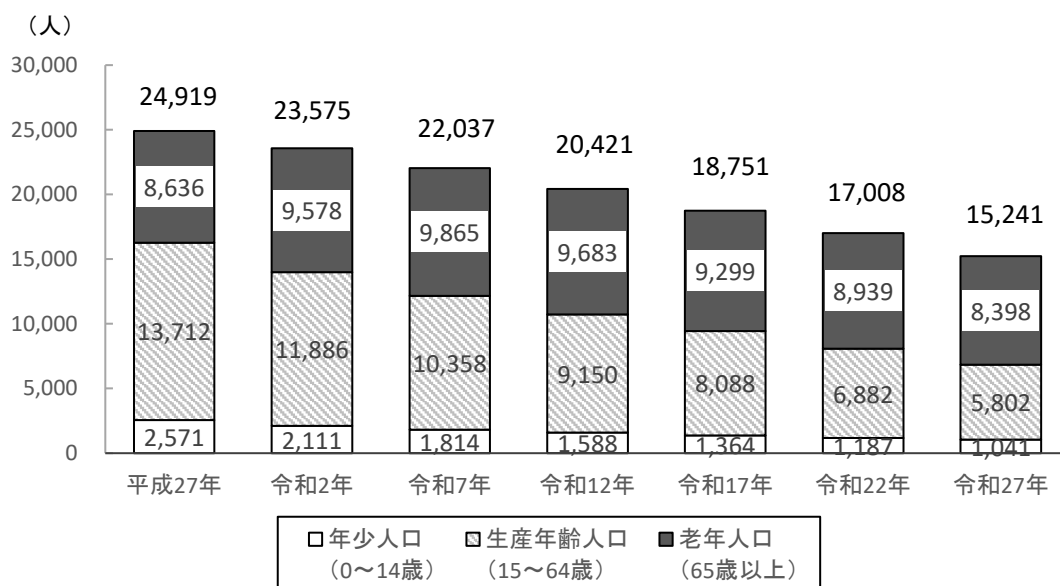


(3) 将来の人口推計（資料：国立社会保障・人口問題研究所統計から）

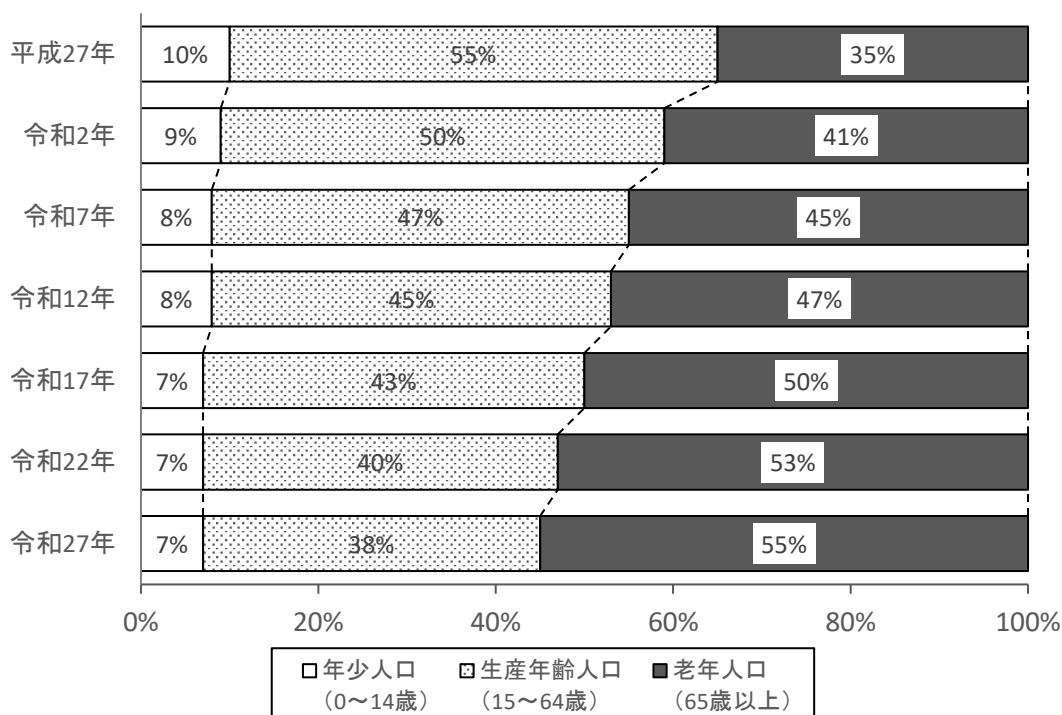
○令和17年には、2万人を下回ると推計されています。

○年少人口も30年間で約1,500人減少すると見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計



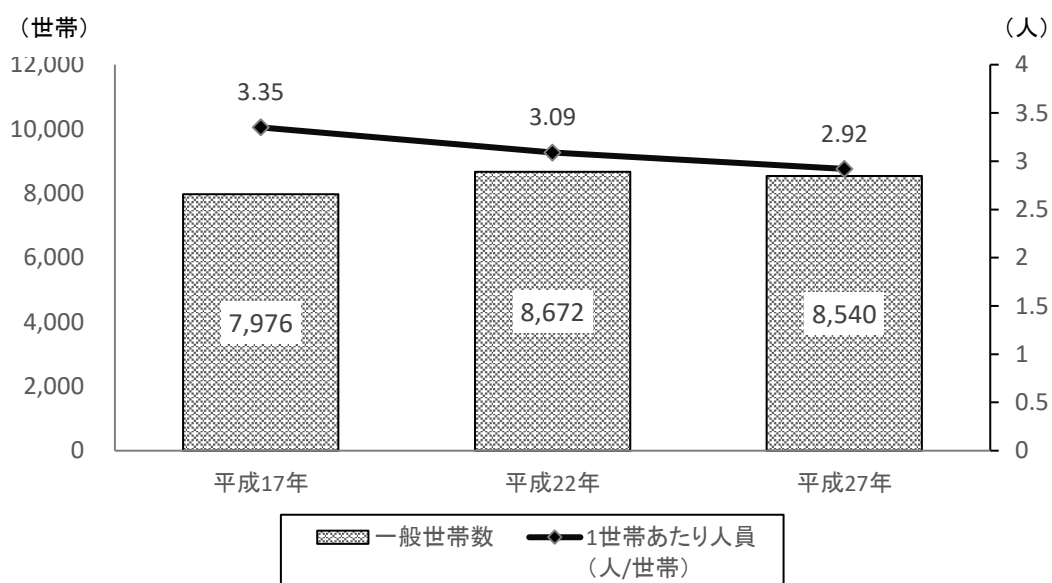
■年齢3区分別人口割合の将来推計



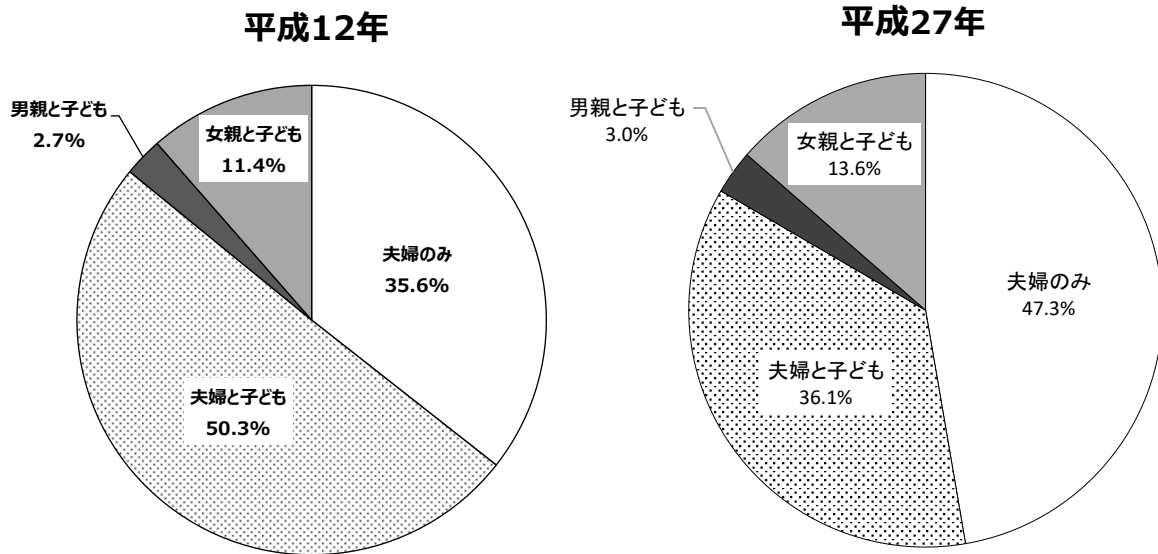
(4) 世帯の状況 (資料：国勢調査から)

- 世帯数は増え続け、平成17年から15年間で約500世帯増加しています。1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移



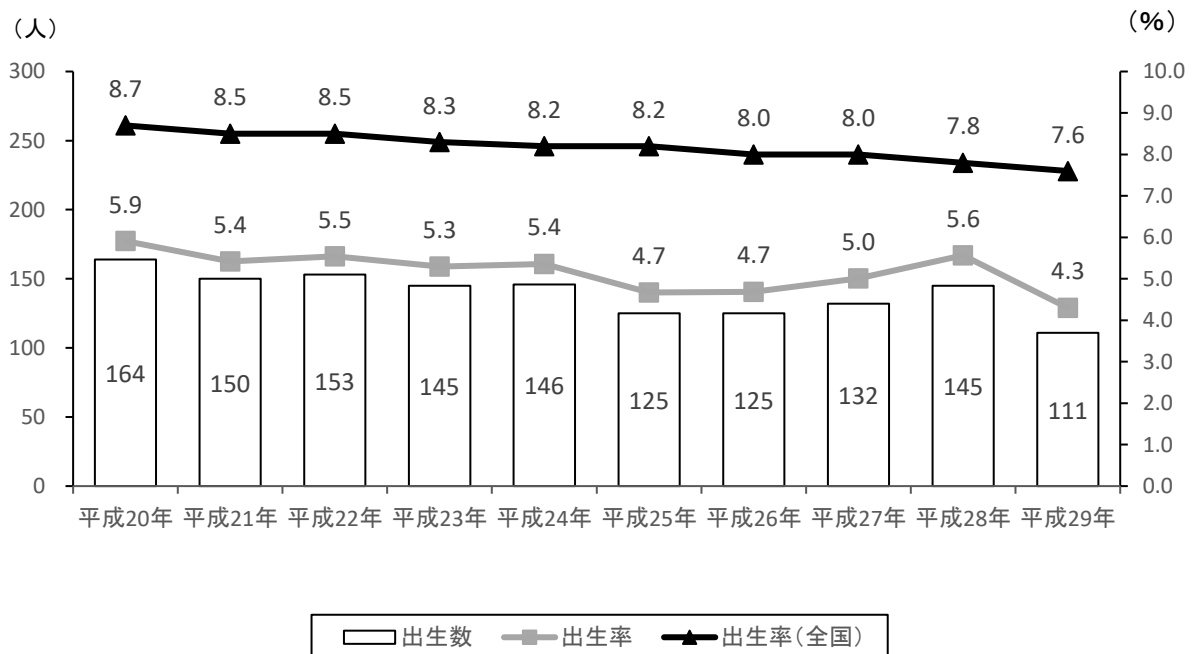
■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況 (資料：栃木県保健統計年報から)

○出生数は、平成20年から平成29年までの10年間で、53人減少しています。

○出生率は、全国平均を下回っておりましたが横ばいの傾向にありました。しかし、平成29年には、これまでの最低の出生率となっています。

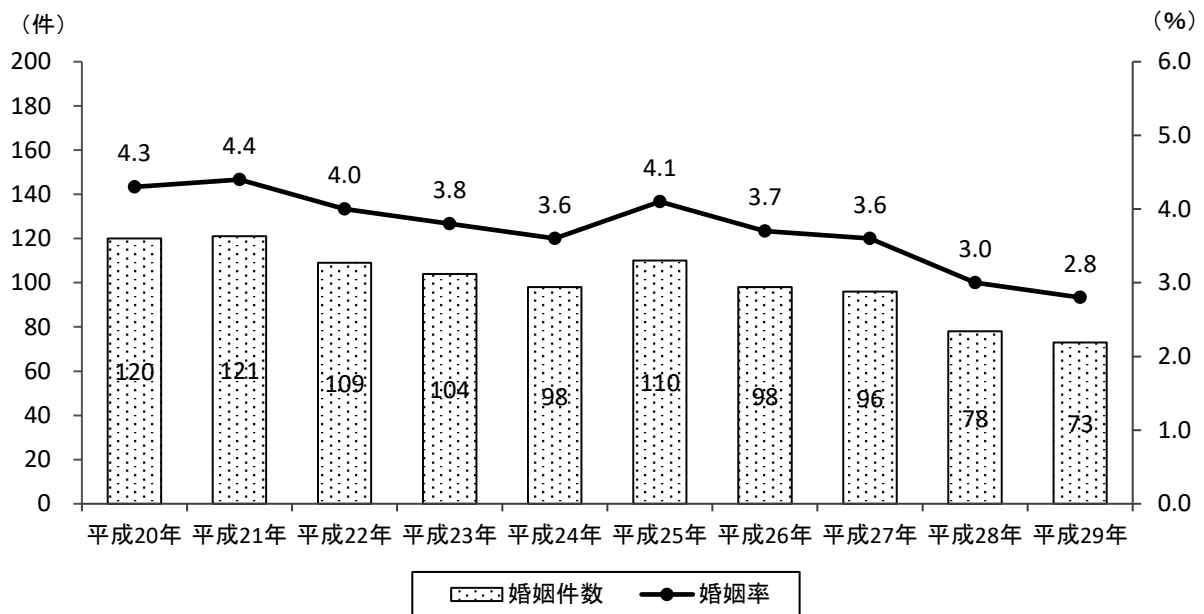


(6) 婚姻・離婚の状況（資料：栃木県保健統計年報から）

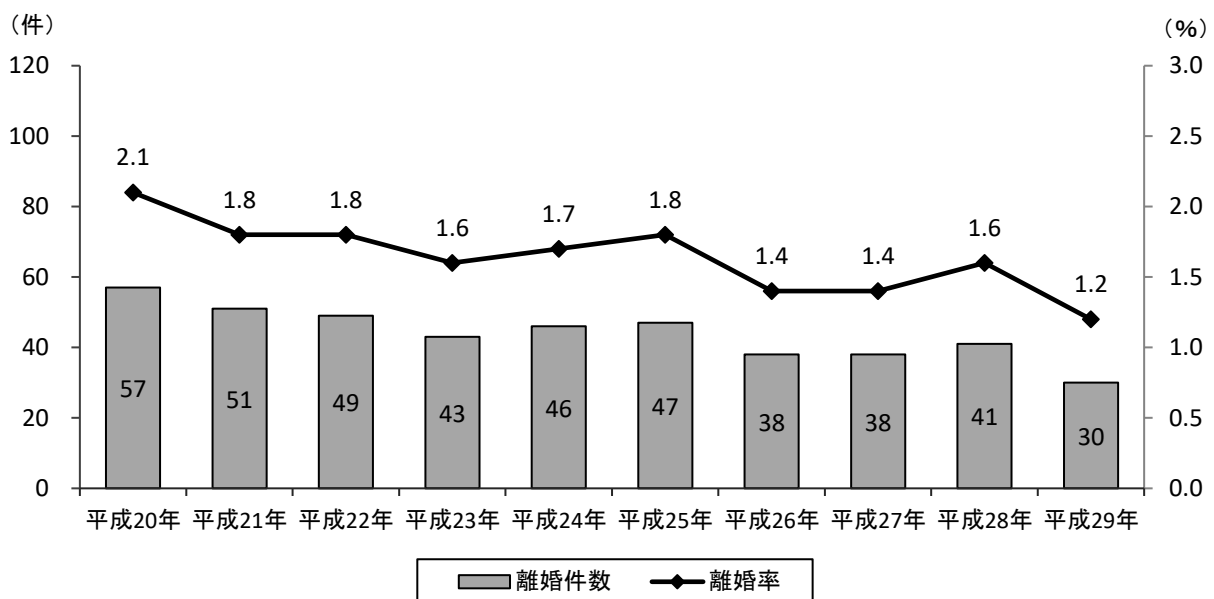
○婚姻件数、婚姻率は、年度による増減が多少みられるものの、減少傾向となっており、平成25年にはやや増加しましたが、その後はさらに減少の割合が加速しています。

○離婚件数、離婚率は、平成20年以降減少傾向となっています。

■婚姻件数および婚姻率の推移



■離婚件数および離婚率の推移

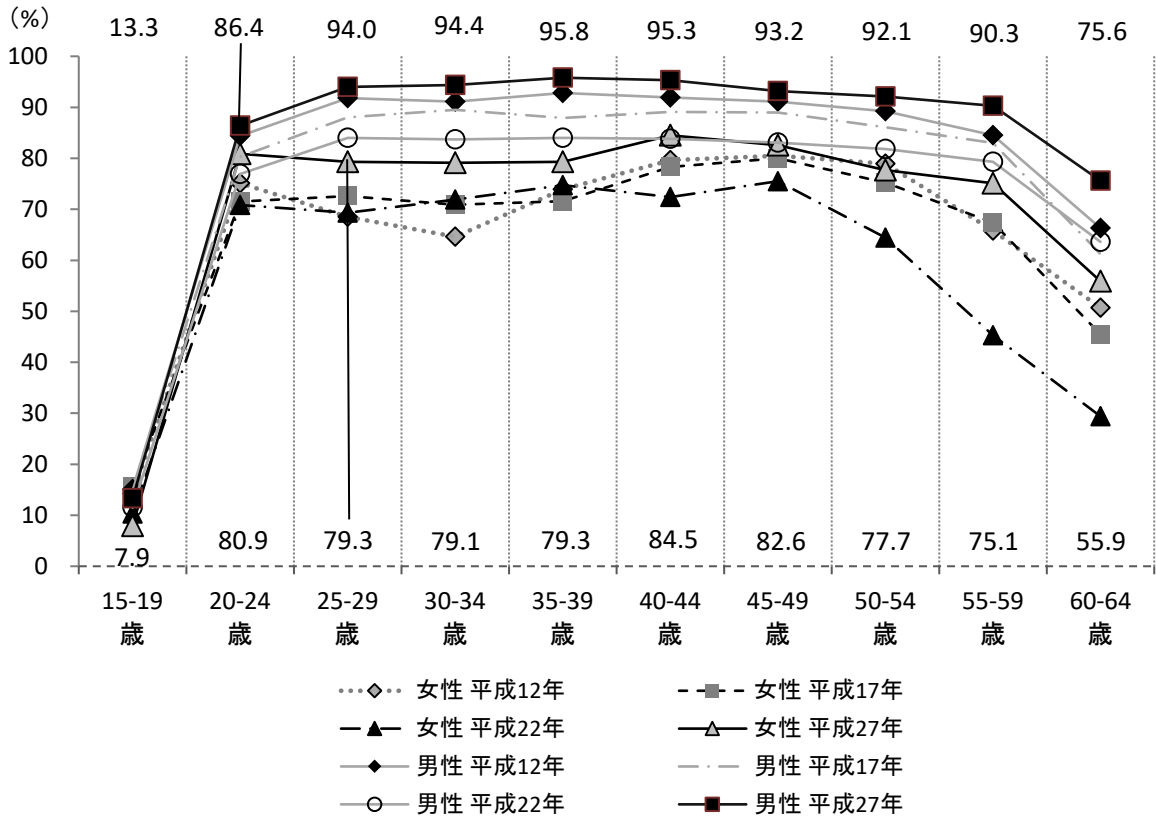


(7) 就労の状況 (資料：国勢調査から)

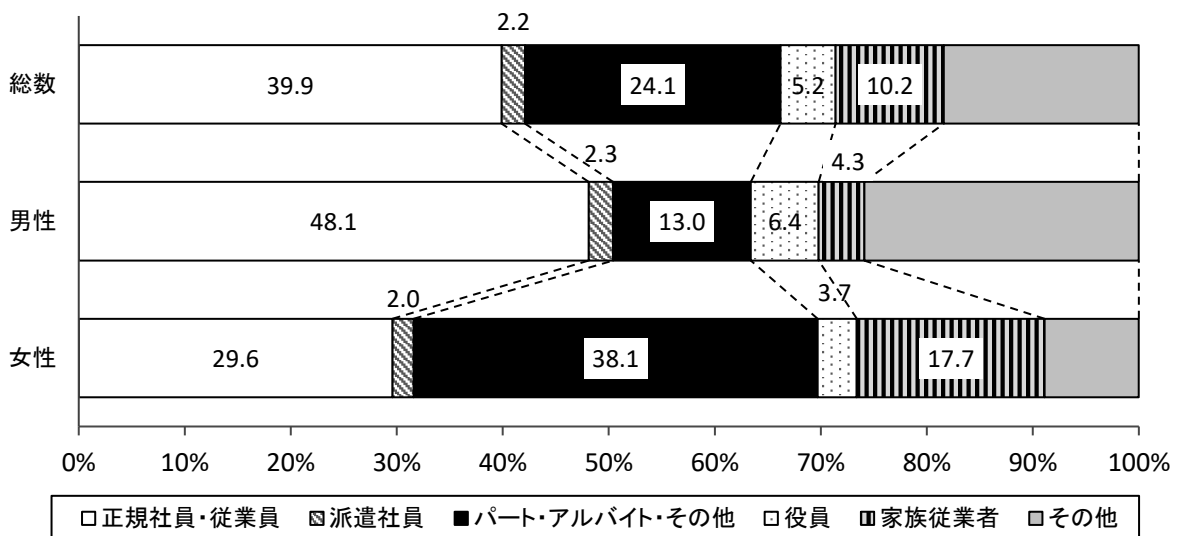
○女性の労働力率が20歳代までは上昇し、結婚・出産期である30～34歳の年齢層で一旦低下する、いわゆる「Mカーブ」は緩やかになっています。

○男性は「正規社員・従業員」が最も多く、女性は「パート・アルバイト・その他」、「正規社員・従業員」の順になっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



■従業上の地位別従業者数の割合



2

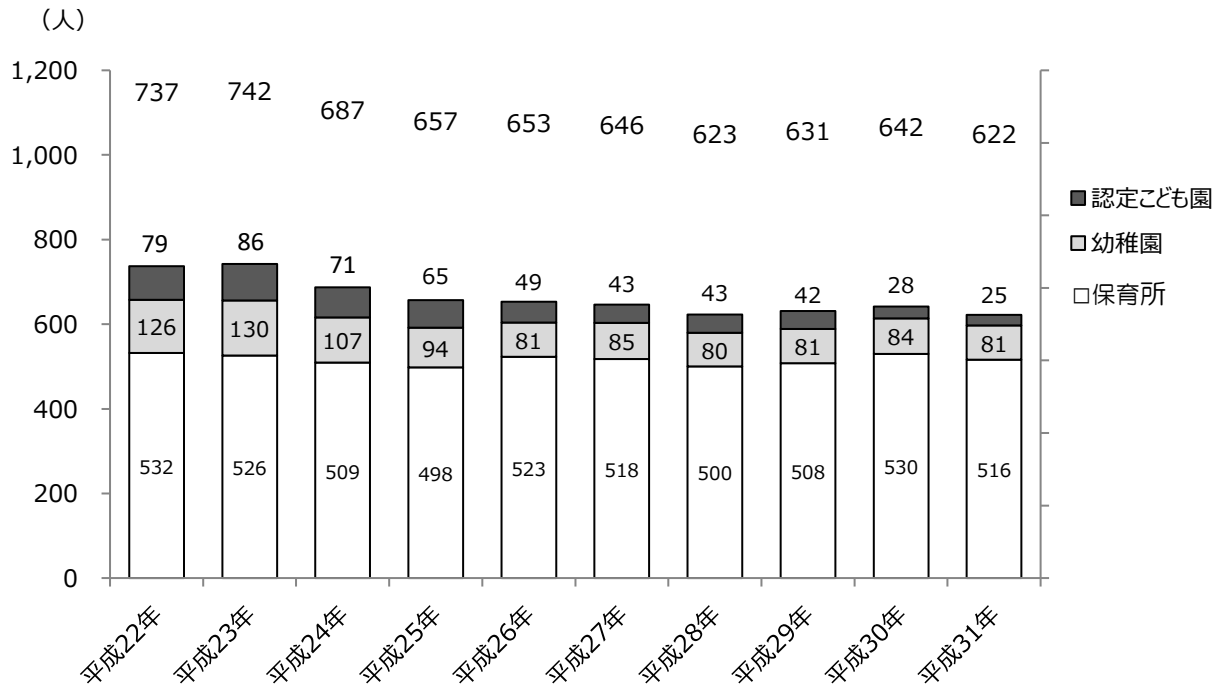
教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

○保育所利用児童数は、平成22年は約530人となっており、それ以降はおおむね500～530人で推移しています。幼稚園の利用児童数は、認定こども園化した影響で、平成22年から平成24年まではおおむね100～120人で推移していましたが、平成25年以降はおおむね80～90人で推移しています。認定こども園利用児童数は、減少傾向となっています。全体では、利用児童数が減少し、平成25年以降はおおむね620～650人で推移しています。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

(保育所は各年4月1日、幼稚園・認定こども園は各年5月1日現在の数)



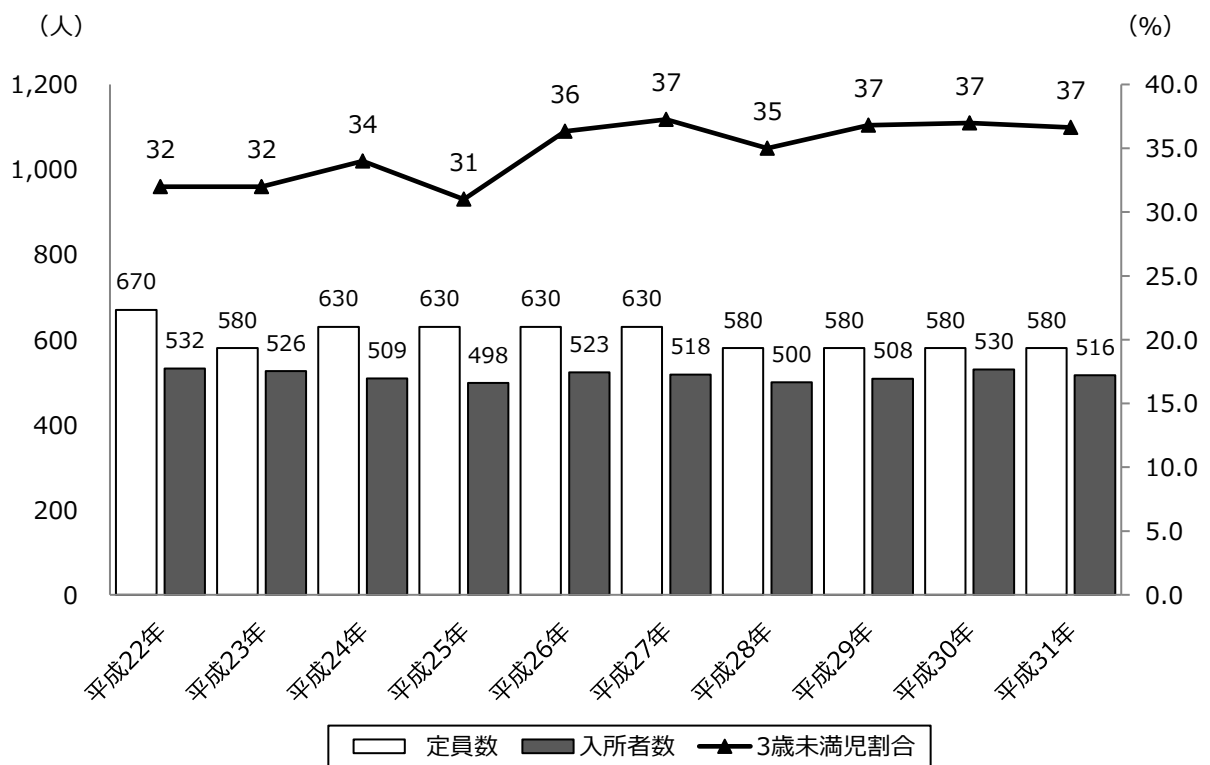
(2) 保育所の利用状況

○入所者数は、平成22年は約530人となっており、それ以降はおおむね500～530人で推移しています。平成22年以降は3歳未満児の利用割合が3割を超え、平成26年以降は4割に近づいており、利用割合が高くなっています。

○定員数は、平成22年は670人となっていました。適正化による統廃合のため平成24年に630人、平成28年に580人になりました。

■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移

(各年4月1日現在の数)

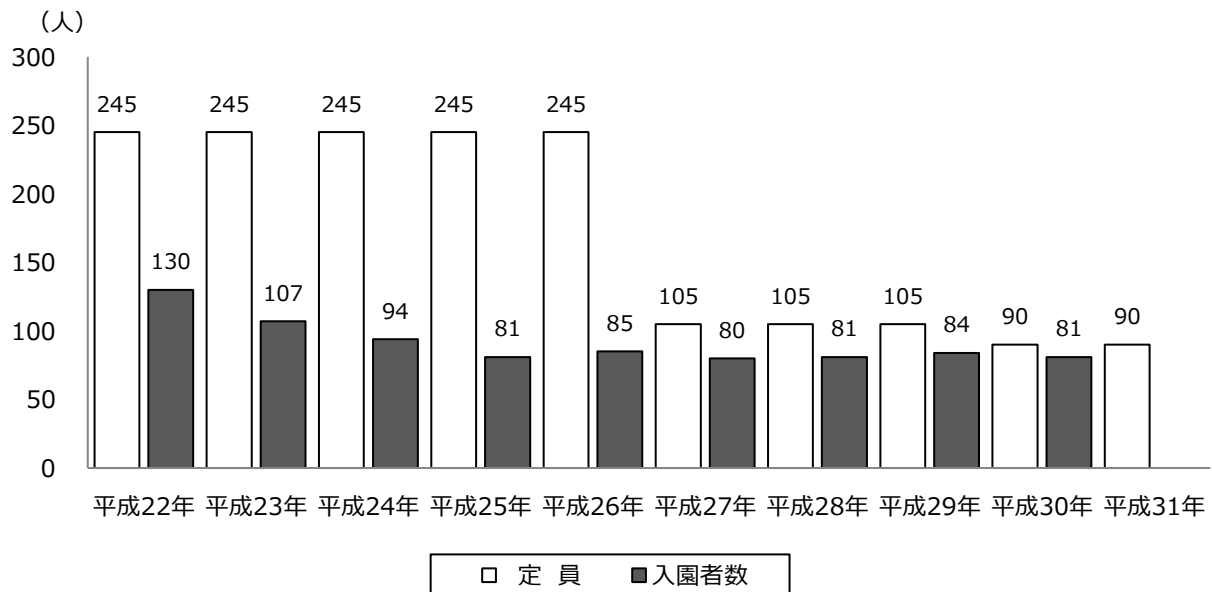


(3) 幼稚園の利用状況

○入園者数は、平成 22 年に 126 人から減少しましたが、平成 26 年からは 80 人台で横ばいとなっています。

○認可定員数は、平成 22 年から 26 年までは 245 人でしたが、平成 27 年の子ども・子育て新制度開始により利用定員となり、平成 27 年に 105 人、平成 30 年に 90 人に減少しています。

■幼稚園の定員数、入園者数の推移（定員は、平成 26 年まで認可定員、平成 27 年以降は利用定員）



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育施設以外をいいます。那須町では、現在、3か所が開設されています。（うち 2 か所は事業所内保育施設）

◆事業所内保育

企業や病院等において、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

【施設数】 2か所（うち 1 か所は院内保育施設）



(1) 1号認定（3歳以上で保育の必要性はなく、幼稚園・認定こども園を利用希望）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	113 人	110 人	108 人	105 人	103 人
② 確保の内容	145 人	145 人	145 人	145 人	145 人
特定教育・保育施設	145 人	145 人	145 人	145 人	145 人
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績 (各年 4 月 1 日現在)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	89 人	89 人	91 人	105 人	83 人
② 確保の内容	175 人	175 人	175 人	150 人	115 人
特定教育・保育施設	175 人	175 人	175 人	150 人	115 人
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

●進捗状況と評価

- ・利用状況に合わせて確保の内容（利用定員等）を減らしています。
- ・量の見込みと確保の内容にかい離がなくなっています。



(2) 2号認定（3歳以上で保育の必要性があり、保育所・認定こども園を利用希望）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	329 人	325 人	321 人	318 人	314 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
上記以外	316 人	312 人	308 人	305 人	301 人
② 確保の内容	472 人	401 人	391 人	391 人	371 人
特定教育・保育施設	472 人	401 人	391 人	391 人	371 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績 (各年 4 月 1 日現在)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	330 人	337 人	332 人	335 人	341 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
上記以外	330 人	337 人	332 人	335 人	341 人
② 確保の内容	442 人	442 人	442 人	366 人	366 人
特定教育・保育施設	442 人	442 人	442 人	366 人	366 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

●進捗状況と評価

- ・量の見込みについては、計画に対して実績が上回っています。
- ・確保の内容に余裕があるため、利用実績に合わせて若干減らしています。



(3) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	24 人	24 人	23 人	23 人	22 人
② 確保の内容	24 人	24 人	24 人	24 人	30 人
特定教育・保育施設	24 人	24 人	24 人	24 人	30 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	16 人	12 人	17 人	23 人	11 人
② 確保の内容	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
特定教育・保育施設	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

●進捗状況と評価

- ・量の見込みについては、計画に対し実績が下回っていますが、今後増加が見込まれます。
- ・確保の内容は増加する必要があります。

(4) 3号認定（1・2歳、保育所・認定こども園を利用希望）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	182 人	187 人	191 人	195 人	200 人
② 確保の内容	169 人	190 人	200 人	200 人	220 人
特定教育・保育施設	169 人	190 人	200 人	200 人	220 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績 (各年 4 月 1 日現在)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	183 人	169 人	172 人	198 人	179 人
② 確保の内容	149 人	149 人	149 人	200 人	200 人
特定教育・保育施設	149 人	149 人	149 人	200 人	200 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

●進捗状況と評価

- ・量の見込みについては、計画に対して実績が下回っています。
- ・量の見込みと確保の内容が丁度良い状況です。

(1) 利用者支援事業

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保の方策 (か所)	1	1	1	1	1
実 績 (年度末)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容 (か所)	0	0	2	2	2
基本型	0	0	1	1	1
母子保健型	0	0	1	1	1

●実施状況と評価

平成 29 年度 4 月に基本型、9 月に母子保健型を開始しました。
子育て支援センター内に設置し、連携をしながら実施しました。

(2) 地域子育て支援拠点事業

延べ利用者数 (月間)

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人回/月)	184	181	176	172	167
確保の方策 (か所)	1	1	1	1	1
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人回/月)	161	156	157	172	140
確保の内容 (か所)	1	1	1	1	1

●実施状況と評価

新規利用者やリピーターの増加のために、親子ふれあい行事等の内容を充実させて実施しました。

(3) 妊婦健康診査事業

延べ回数 (年間)

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人回/年)	1,792	1,765	1,711	1,683	1,616
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人回/年)	1,555	1,321	1,272	1,225	560

●実施状況と評価

県内外の各医療機関等の委託や償還払い等により実施しています。現行の水準を維持しながら引き続き実施します。また、平成 31 年度には、産後ケア事業が新規事業として開始しており、虐待予防としての支援も拡充されています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

人数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)	128	126	122	120	115
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人/年)	121	112	102	99	52

●実施状況と評価

保健師等の専門職が訪問することにより家庭の状況の把握、アセスメントができるため、早期に家庭の支援ができるメリットがあります。

(5) 養育支援訪問事業

人数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)	13	13	12	12	11
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人/年)	16	16	23	20	8

●実施状況と評価

町保健センター保健師による専門的相談支援やヘルパー等による育児・家事援助を行っています。関係機関と連携し、支援の必要な家庭を早期に把握し、サービスの必要な家庭に利用されています。

(6) 子育て短期支援事業

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)	0	0	0	0	0
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人/年)	—	0	13	0	0

●実施状況と評価

平成 28 年度より新規事業として実施しています。現在 3 施設と連携し、サービスの必要な家庭に適切に利用されています。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後、ファミリー・サポート・センター）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)	0	0	0	0	0
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人/年)	0	0	0	0	0

●実施状況と評価

平成 31（令和元）年に、提供会員の養成講座を開催し、利用会員・提供会員・両方会員の募集を行いました。今後も、会員の募集と会員の交流やフォローアップ、さらに会員研修の開催を進めていきます。

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児対象型

延べ利用者数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日/年)	4,272	4,125	4,008	3,860	3,733
1号認定見込み (人日/年)	6	6	6	5	5
2号認定見込み (人日/年)	4,266	4,119	4,002	3,855	3,728
確保の方策 (人日/年)	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実績 (人日/年)	—	3,608	2,681	2,901	1,476
1号認定 (人日/年)	—	—	—	—	—
2号認定 (人日/年)	—	—	—	—	—
施設数	—	2	2	2	2



②幼稚園における在園児対象型以外

延べ利用者数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日/年)	4,933	4,799	4,671	4,531	4,386
幼稚園の一時預かり (在園児対象型以外)	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター等)	0	0	0	0	0
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績 (人日/年)	—	430	519	614	324
幼稚園の一時預かり (在園児対象型以外)	—	430	519	614	324
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター等)	—	—	—	—	0
一時預かり施設数	—	2	2	2	2

●実施状況と評価

在園児型、非在園児型ともに幼稚園や認定こども園と連携して実施しました。

(9) 時間外保育事業(延長保育・休日保育)

実人数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)	154	151	146	142	137
確保の方策 (人/年)	254	254	254	254	254
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
量の見込み (人/年)	—	115	119	198	143

●実施状況と評価

保育所や認定こども園の開所時間を延長して実施しています。今後も、利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、保育所や認定こども園、民営化保育園等と連携し、延長保育の拡充及び休日保育の実施について検討を進めます。

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

延べ利用者数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	864	839	818	794	768
確保の方策（人日／年）	0	984	984	984	984
病児保育事業	0	984	984	984	984
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート ・センター等）	0	0	0	0	0
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績（人日／年）	－	－	－	0	0
病児保育事業	－	－	－	0	0
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート ・センター等）	－	－	－	－	－

●実施状況と評価

平成 30 年度より病児病後児保育の受入れを開始し、平成 31 年度には那須塩原市内の 2 か所で実施しています。

今後は、利用者ニーズ等を捉えながら、事業を推進していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

実人数（年間）

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	367	345	333	317	309
【低学年】 小学校 1～3 年生	203	194	185	176	172
【高学年】 小学校 4～6 年生	164	151	148	141	137
確保の方策（人／年）	320	320	360	360	360
実 績（5 月 1 日現在）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年
実 績（人／年）	217	227	229	242	225
【低学年】 小学校 1～3 年生	150	164	159	167	158
【高学年】 小学校 4～6 年生	67	63	70	75	67

●実施状況と評価

各放課後児童クラブと連携して実施します。平成 29 年度に改修 2 か所、新築（移転）1 か所整備しました。平成 31 年 3 月には、小学校 1 校が統合され、閉校となったため、クラブも閉所しました。現在公設民営 8 か所、民設民営 1 か所実施しています。今後も運営の支援等推進していきます。

（ 1 2 ） 実費徴収に係る補足給付を行う事業【平成 27 年度からの新規事業】

計 画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	154	151	146	142	137
確保の方策（人／年）	254	254	254	254	254
実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 9 月末
実 績（人／年）	0	0	0	0	0

●実施状況と評価

支援の必要な家庭に情報提供し、利用の促進に努めます

（ 1 3 ） 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【平成 27 年度からの新規事業】

●実施状況と評価

新規参入事業者や利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、検討を進めています。



(14) 地域子ども・子育て支援事業の拡充

□全天候型子どもの遊び場づくり

平成 30 年度から「りぼーる・たなか」の施設内に、子育て家庭が気軽に利用でき、子どもが自由に遊べる「わんぱくキッズランド」を開設し、運営を始めました。町外からの利用も多く、約 7 割は他市町の利用者となっています。

	平成 30 年度（5月～3月）	平成 31（令和元）年（9月末）
利用者数 （人）	10,136 人	7,831 人

□子育て支援ヘルパー派遣事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援や育児・家事援助等を行う「養育支援訪問事業」と併せて、妊産婦の方や、ひとり親家庭で体調不良等により家事等が困難な場合などの支援が必要な方へ、ヘルパーを派遣し、家事援助等を行います。

平成 27 年度から那須町社会福祉協議会に事業を委託し実施しました。

□学習支援事業

保護者が労働等により昼間いない家庭の小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与える「放課後児童健全育成事業」と、放課後等にすべての子どもたちを対象に学習や体験・交流活動等を行う「放課後子ども教室」を一体的に（又は連携して）実施する「新・放課後子ども総合プラン」が示されました。

那須町では、アナザースクールとして平成 31 年度から全校で月 1 回程度開催しております。

□乳幼児おむつ券等購入費助成事業

那須町の次世代を担う子どもの出産や健やかな成長を応援するため、平成 30 年度より子育てに必要な乳幼児用おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部助成を開始しました。対象は、0 歳から 3 歳まで。平成 30 年度は新規事業のため、経過措置として 3 歳以上 4 歳到達までの児に対しては、月数で案分した枚数を交付しました。交付対象者 626 人、交付数 578 人（交付率 92.4%）でした。

今後も子育て支援として継続していきます。



国の指針に沿って、子ども・子育て支援と次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業の達成目標等を体系的に定め、計画的に推進しました。

計画期間における施策（事業）の実施状況及び評価は以下のとおりです。

■ 表の見方

「評価」の目安

- ◎ 目標数値を達成しているもの
- 目標数値の61%～99%達成しているもの
- △ 目標数値の21%～60%達成しているもの
- × 目標数値の0%～20%達成しているもの
- － 評価に値しないもの

「今後」…今後の方向性

- 継続 事業を継続するもの
- 検討 事業の内容等の検討が必要なもの
- 中止 事業を中止するもの
- 廃止 制度により事業が廃止となったもの

（１）地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	実績					H31（R元）達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年9月末			
1	家庭訪問支援事業	子ども未来課	448	356	635	527	286	家庭訪問 700 件	○	継続
			1,061	690	863	1,017	558	電話相談 600 件		
			305	244	301	350	252	面接相談 400 件		

② 保育サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	実績					H31（R元）達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年9月末			
2	保育サービスの提供体制整備	子ども未来課	8	7	7	7	7	公立保育園 5 か所	○	継続
3	民間活力等を活用した保育サービスの充実	子ども未来課	2	2	2	2	2	民間保育施設 3 か所	○	継続
4	障がい児保育の実施	子ども未来課	6	6	6	6	7	障がい児受入施設 6 か所	◎	継続
5	乳児保育の実施	子ども未来課	3	3	3	3	3	乳児受入施設 6 か所	△	継続
6	休日保育の実施	子ども未来課	0	0	0	0	0	休日保育実施施設 1 か所	×	継続
7	世代間交流の推進	子ども未来課	8	7	7	7	7	世代間交流実施施設 6 か所	◎	継続

③ 子育て支援のネットワークづくり

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
8	子育て支援 ボランティア による託児 支援	生涯学 習課	8人	10人	10人	8人	6人	子育て支援 ボランティア 10人	△	継続
9	子育てガイ ドブックの作 成	こども未 来課	-	-	作成	作成済	作成済	H31 作成	◎	継続

④ 子どもの健全育成

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
10	全天候型子 どもの遊び場 づくり	こども未 来課	-	-	-	1	1	全天候型遊び場 2か所	△	検討
11	児童健全育 成の取り組 み	生涯学 習課	1回	1回	1回	1回	1回	フェスティバル 1回	◎	検討
			31人	47人	54人	32人	29人	ジュニアリーダーズ 40人	○	継続
12	学習支援事 業	生涯学 習課 学校教 育課 こども未 来課	-	-	6か所	4か所	6か所	学習支援実施 小学校7か所	○	継続

⑤ 地域における人材養成

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
13	家庭教育オ ピニオンリー ダーの育成	生涯学 習課	15人	16人	16人	14人	13人	家庭教育オピニオン リーダー 20人	○	継続

⑥ その他

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
14	幼稚園の地 域開放	こども未 来課	幼稚園 2か所	幼稚園 2か所	幼稚園 2か所	幼稚園 2か所	幼稚園 2か所	地域開放実施 幼稚園2か所	◎	継続

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
15	乳幼児健診 の実施	保健福 祉課 (保健セ ンター)	32回	32回	32回	38回	19回	4か月児 ～3歳児健診 38回	○	継続
16	母子健康手 帳等の交付	保健福 祉課 (保健セ ンター)	147 件	102 件	97件	100件 (実98件)	44件	母子健康手帳等交 付 150件	○	継続
17	不妊治療費 助成の実施	保健福 祉課 (保健セ ンター)	12件	14件	12件	14件	6件	不妊治療助成 15件	○	継続
18	歯科保健教 室の実施	保健福 祉課 (保健セ ンター)	12回	11回	12回	10回	8回	歯科保健教室 15回	○	継続
			10回	3回	4回	3回	2回	幼児期		
			2回	8回	6回	5回	4回	小学校		
			—	—	2回	2回	2回	中学校		
19	子ども医療費 助成の実施	子ども未 来課 住民生 活課	—	39,093	39,670	38,087	18,980	子ども医療費 助成 30,000件	—	継続
20	妊産婦医療 費助成の実 施	子ども未 来課 住民生 活課	—	1,025	821	574	446	妊産婦医療費 助成 1,000件	—	継続

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
21	思春期保健 教室の実施	保健福 祉課 (保健セ ンター)	3校	3校	2校	2校	2校	思春期保健教室 2回(校)	◎	継続
22	思春期にお ける健康教 育の実施	学校教 育課		10校	9校	9校	8校	健康教室実施校 8校	◎	継続

③ 「食育」の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
23	健診における食育推進事業	保健福祉課 (保健センター)	20回	20回	20回	20回	13回	健診における食育推進20回	◎	継続
24	保育園食育出前講座 (幼児の食育推進事業)	保健福祉課 (保健センター)	8回	8回	7回	8回	8回	食育出前講座6回	◎	継続
25	親と子の栄養教室	保健福祉課 (保健センター)	1回	1回	1回	1回	0回	栄養教室1回	◎	継続

④ 小児医療の充実

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
26	小児救急医療体制の整備・充実	保健福祉課 (保健センター)	2か所	2か所	3か所	1か所	3か所	小児救急拠点病院助成1か所	◎	継続

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
27	乳幼児とのふれあい体験事業	学校教育課		3校	2校	2校	2校	職業体験の実施 中学校2校	◎	継続

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
28	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	学校教育課	-	小学校7校 中学校3校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校6校 中学校2校	師範授業の実施 小学校6校 中学校2校	◎	継続
29	ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	学校教育課	-	小学校7校 中学校3校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校6校 中学校2校	特別非常勤講師等活用 小学校6校 中学校2校	◎	継続

イ 豊かな心の育成

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
30	那須町教育 相談室	学校教育 課		249	252	329	156	来室相談 500件	△	継続
				83	62	42	39	家庭訪問 60件		
				69	66	279	82	学校訪問 100件		

ウ 信頼される学校づくり

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
31	学習指導主 任研修会及 び教職員の 学習指導に 関する研修 会	学校教育 課		4回	4回	4回	4回	学力向上推進委員 会 4回	◎	継続
				3回	3回	2回	3回	外国語活動研修 3回		
				3回	3回	3回	3回	教務主任研修会 3回		
32	那須町版コ ミュニティ・ス クールの推 進	学校教育 課						コミュニティ・ スクールの活用	◎	継続
				6校	6校	7校	6校	小学校 6校		
				1校	2校	2校	2校	中学校 2校		
33	教育環境の 整備	学校教育 課	1件	2件	0件	4件	1件	学校施設改修 4件	△	継続
34	幼・保・小連 絡協議会の 連携	学校教育 課			5回	3回	3回	幼・保・小 連携推進事業 3回	◎	継続

エ 幼児教育の充実

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
35	幼稚園就園 奨励事業の 実施	こども未 来課		11人	9人	6人	3人	奨励費補助 10人	-	廃止

③ 家庭や地域の教育力の向上

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
36	親学習プロ グラムの実 施	生涯学 習課	27回	23回	26回	21回	9回	親学習プログラム 20回	○	継続

イ 地域の教育力の向上

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
37	ブックスタート	生涯学 習課 保健福 祉課 (保健セ ンター)	6回	6回	6回	6回	3回	0歳児と親の 読みきかせ 6回	◎	継続
38	読みきかせ	生涯学 習課	12回	12回	12回	18回	6回	読みきかせ 20回	○	継続

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
39	有害図書等 立入調査	生涯学 習課	2回	2回	2回	2回	1回	立入調査2回	◎	継続

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
40	子育て世帯 に配慮した 住まいづくり の支援	ふるさと 定住課	98.8%	97.5%	90.0%	95.3%	87.5%	定住促進住宅 入居率 100%	○	継続

② 良好な居住環境の確保

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
41	宅地造成事 業	ふるさと 定住課	3区画	2区画	9区画 (リビナス 5区画 含む)	16区画	17区画	宅地販売2区画 (計10区画)	◎	継続
42	町営住宅・ 定住促進住 宅の適切な 維持管理	ふるさと 定住課	5戸 (あたごハ イツ和室 フローリ ング化)	8戸 (同左)	7戸 (同左)	25戸	26戸	不良個所修繕 80戸	△	検討

③ 安全な道路交通環境の整備

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
43	通学路等の 整備	建設課	5件	8件	5件	4件	2件	通学路等の整備 計20件	◎	継続

④ 安全・安心まちづくりの推進等

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
44	防犯灯設置 費の補助	総務課	123件	272件	187件 (計708 件)	144件	137件	防犯灯設置費補助 250件 (計1250件)	△	継続
45	道路反射鏡 の設置	総務課	4基	7基	0基 (計13 基)	3基	8基	反射鏡設置 2基(計10基)	◎	継続
46	いこいの広 場の再整備	総務課	-	ベンチ 4か所 整備済	整備済	整備済	整備済	H27再整備	◎	継続
47	幸町ロードオ アシスの維 持管理	建設課	維持管 理 1か所	維持管 理 1か所	維持管 理 1か所	維持管 理 1か所	維持管 理 1か所	維持管理 1か所	◎	継続

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
48	事業者、労 働者への意 識啓発	観光商 工課	広報等 (随時)	広報等 (随時)	広報等 (随時)	広報等 (随時)	広報等 (随時)	広報等 月1回(随時)	◎	継続

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
49	支援教育推 進事業	こども未 来課	0	0	0	0	0	健診対象の子ども 150人	×	廃止

(7) 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
50	小学校、子ども会育成会においての交通安全教育の実施	総務課	1回	1回	1回	2回	1回	器具等貸出 1回(計5回)	◎	継続
51	交通安全セレモニーの実施	総務課	12回	9回	8回	5回	4回	交通安全セレモニー 実施 15回 (計75回)	△	継続
52	交通安全啓発ポスターの募集	総務課	56件	51件	45件	46件	34件	応募数 360件 (計1,800件)	×	継続

イ 自転車の安全利用の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
53	交通安全子供自転車大会の出場者募集	総務課	16人	4人	4人	4人	4人	出場者24人	△	継続

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
54	地域安全メール等の活用等	総務課	914人	1,625人	2,327人	3,398人	4,645人	地域安全メール 登録者数1,000人	◎	継続

イ 学校付近等における学校関係者や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動等の推進及びスクールサポーターの活用の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
55	通学時防犯対策	学校教育課		145個	141個	156個	150個	防犯ホイッスル等配布 150個	◎	継続
				107名	118名		60名	通学防犯パトロール 員等60名		

ウ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
56	防犯に関する啓発活動	総務課	1回	1回	2回	2回	2回	啓発チラシ配布 1回(計5回)	◎	継続
57	消費生活に関する啓発活動	観光商 工課	-	-	小中学校 へクリア ファイル 配布	1	0	パンフレット等 配布1回	△	継続

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
58	相談体制の 充実	学校教育 課		2名 (3校中)	2名 (2校中)	2名	2名 (2校中)	相談員配置 中学校(2校)2名	◎	継続
				2名 (7校中)	2名 (7校中)	2名	2名 (6校中)	小学校(7校)2名	◎	継続

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
59	要保護児童 対策地域協 議会の機能 強化	こども未 来課	1回	1回	1回	1回	1回	代表者会議1回	◎	継続
			1回	1回	1回	6回	3回	実務者会議1回		
			6回	6回	6回	6回	3回	ケース進行管理6回		
60	児童虐待防 止研修会	こども未 来課	2	2	0	0	0	研修会実施 2回	×	検討

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
61	子育て支援 ヘルパー派 遣事業	こども未 来課	9	0	24	0	0	ヘルパー派遣 延べ100件	-	継続
62	ひとり親家庭 (母子家庭・ 父子家庭)等 への支援	住民生 活課	1,635	1,582	1,641	1,641	870	ひとり親医療費助成 1,800件	-	継続

③ 障がい児施策の充実等

事業 番号	施策 (事業)	担当課	実績					H31 (R元) 達成目標	評価	今後
			H27	H28	H29	H30	R元年 9月末			
63	乳幼児発達 相談の実施	保健福 祉課 (保健セ ンター)	6	6	6	7	3	心理発達相談 6回	◎	継続
			6	6	6	6	3	言語発達相談 6回	◎	継続
			6	6	6	3	3	運動発達相談 6回	◎	継続
64	のびのび発 達相談の実 施	保健福 祉課 (保健セ ンター)				19	18	全園 18園	◎	継続
			11	10	10	10	9	年中児 9園		
			10	9	9	9	9	年長児フォローアップ		
65	教育・保育 機関と連携 した相談支 援	こども未 来課		2	7		14	相談支援 30件	○	継続
66	放課後児童 クラブの障が い児受入れ	こども未 来課	1	1	2	1	3	障がい児受入れ 9か所 (9か所)	△	検討



6

ニーズ調査の結果概要

○調査対象：那須町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 906 人

○調査期間：平成 30 年 12 月から3週間

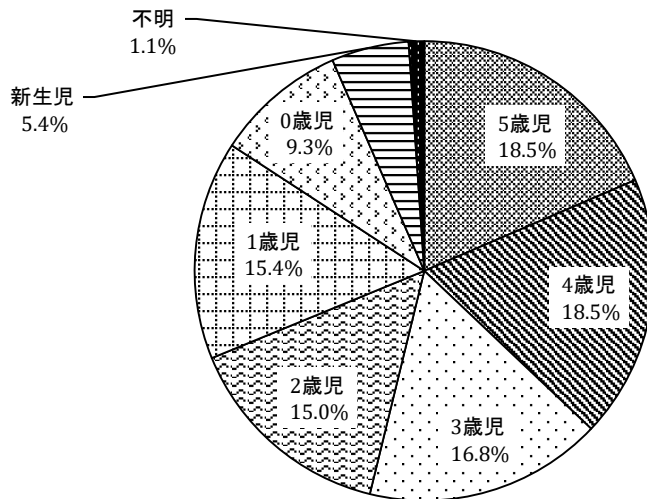
○調査方法：町内幼稚園及び保育所を通して配付・回収

町外施設通園児及び在宅児については郵送で配布・回収

○配布・回収：

	配布数	回収数	回収率
町内施設在園児	623	583	93.6%
町外施設在園児・在宅児	283	151	53.4%
合計	906	734	81.0%

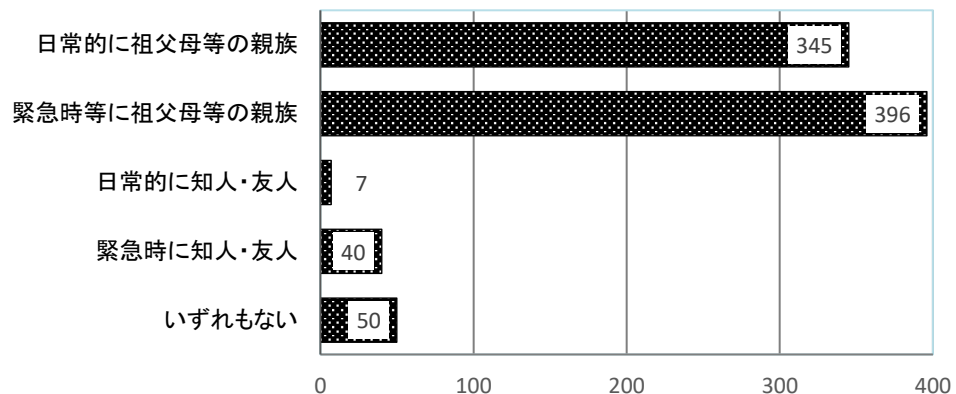
○児の年齢別回答数（n=734）



(1) 家庭の状況

■子どもの面倒を見てくれる親族・友人の有無（複数回答：n=706）

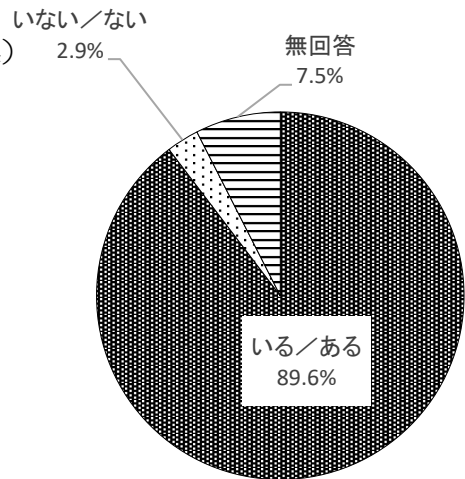
子育てに関して、半数は、日常的または緊急時に面倒を見てくれる親族がいますが、50人はいずれもいないと回答しています。



人

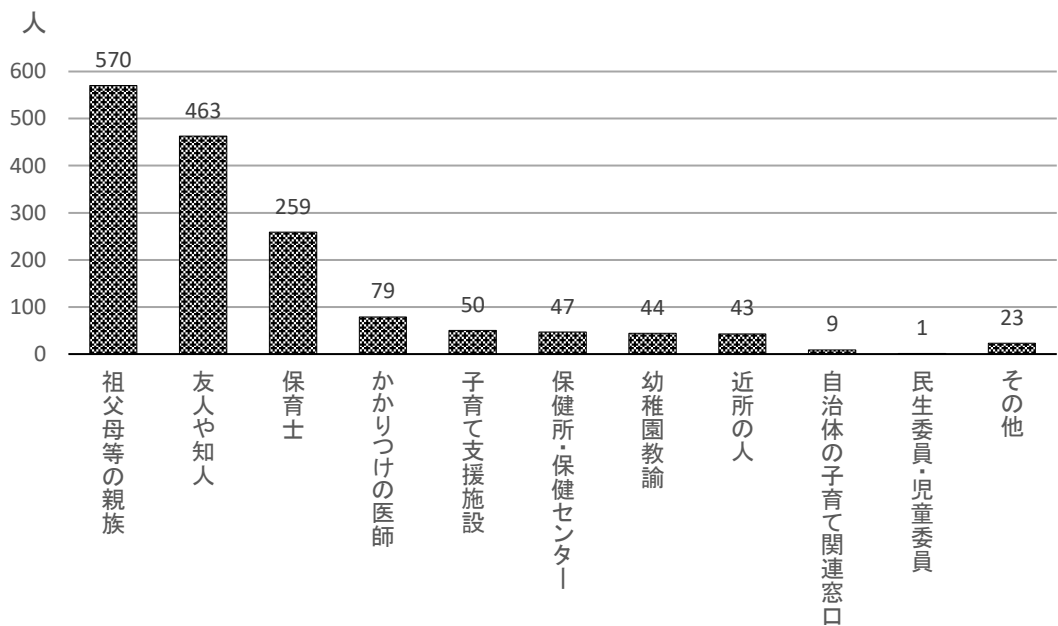
■子育てに関して気軽に相談できる相手の有無（n=734）

子育てに関して相談できる相手の有無では「いる（ある）」が89.6%（658人）ですが、「いない（ない）」が2.9%（21人）と相談相手がない人もいます。



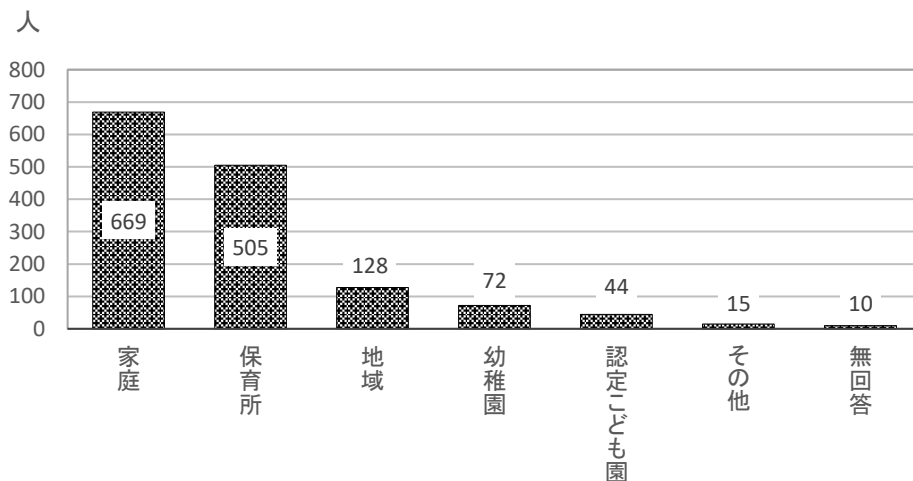
■相談相手先（n=662）

また、相談相手としては、祖父母等の親族、友人・知人、保育士の順となっています。



■子育て・教育に最も影響すると思われる環境（複数回答）

子育てに影響すると思われる環境として、家庭が一番高く669人で、次に保育所、地域の順となっています。

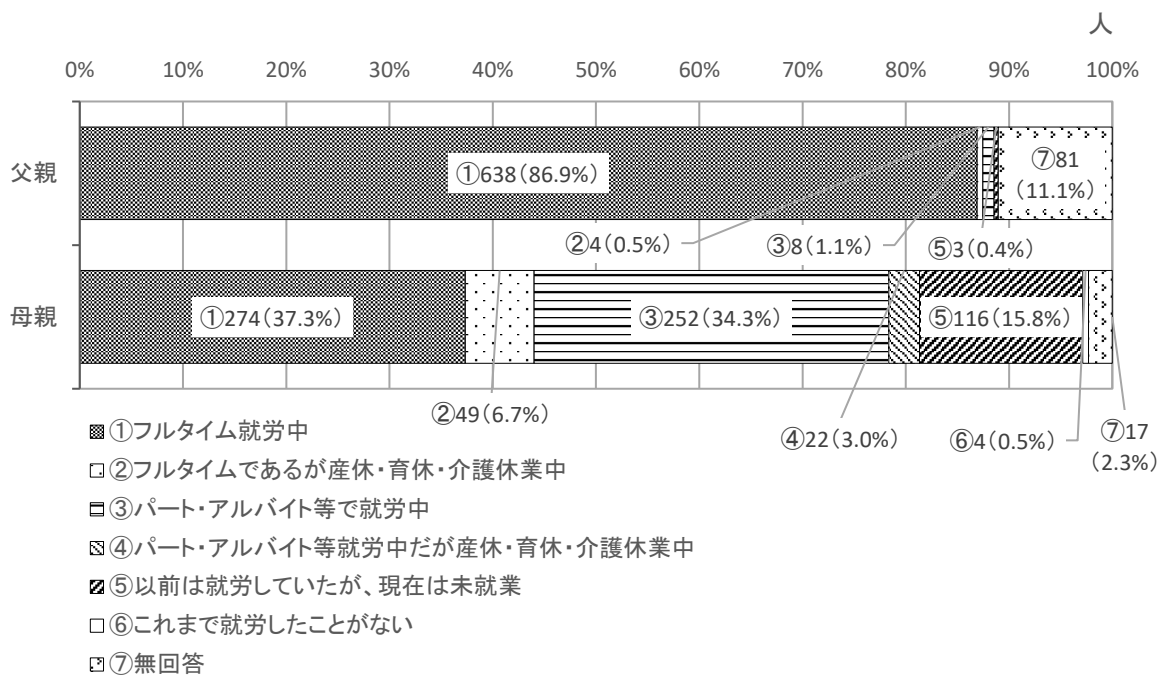


(2) 保護者の就労状況

■保護者の就労状況

父親の就労状況をみると、フルタイム就労が 86.9% (638 人)、フルタイムだが産休・育休・介護休暇中が 0.5% (4 人)、パート・アルバイト等で就業中が 1.1% (8 人)、未就労が 0.4% (3 人) でした。

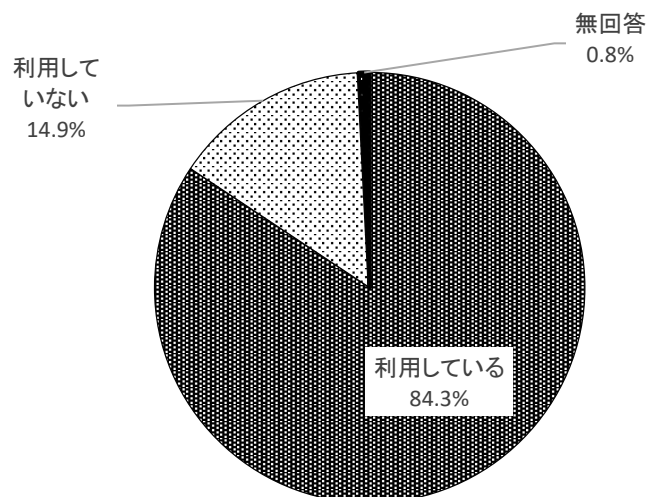
母親の就労状況は、フルタイム就労が 37.3% (274 人)、フルタイムだが産休・育休・介護休暇中が 6.7% (49 人)、パート・アルバイト等で就業中が 34.3% (252 人)、パート・アルバイト等で就労中だが産休・育休・介護休暇中 3.0% (22 人)、現在は未就労が 15.8% (116 人)、これまで就労したことがない 0.5% (4 人) となっています。



(3) 教育・保育事業の利用について

■平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用状況（n=734）

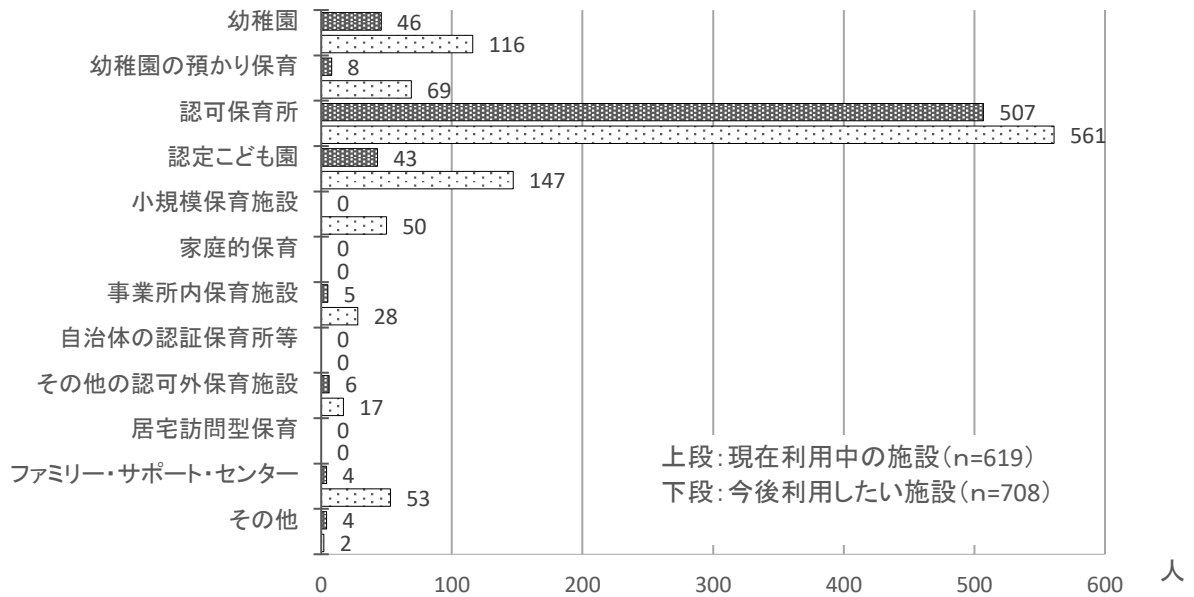
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 84.3% (619 人)、「利用していない」が 14.9% (109 人)、無回答 0.8% (6 人) となっています。



■利用している教育・保育事業および今後利用したい教育・保育事業（複数回答）

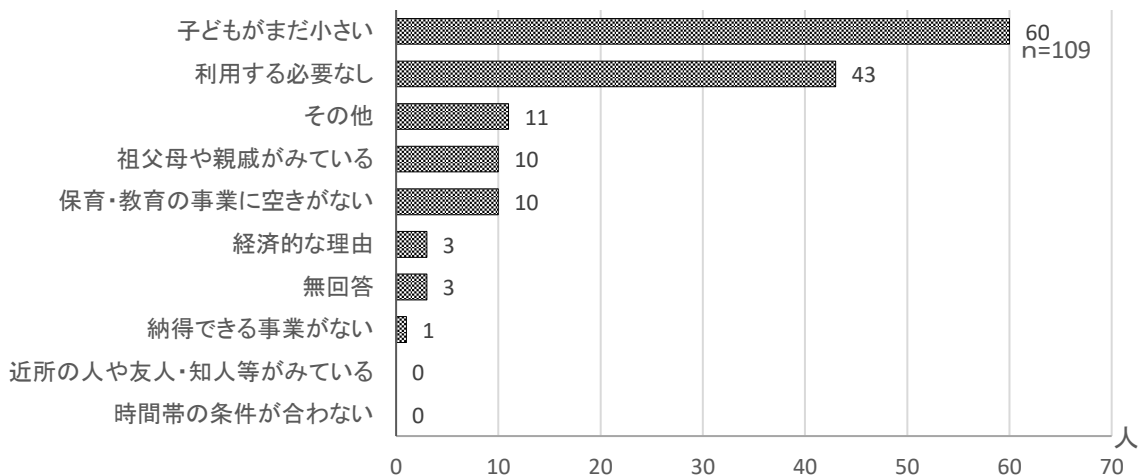
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が507人（81.4%）で最も多く、次いで「幼稚園」が46人（7.4%）、「認定こども園」が43人（6.9%）、「幼稚園の預かり保育」が8人（1.3%）となっています。

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が561人（52.5%）で最も多く、次いで「認定こども園」が147人（13.8%）、「幼稚園」が116人（10.9%）、「幼稚園の預かり保育」が69人（6.5%）となっています。また、少数ではありますが、「ファミリー・サポートセンター」69人（5.0%）、「小規模保育施設」50人（4.7%）、「事業所内保育施設」28人（2.6%）とあり、多様な保育サービスを求めていることがわかります。



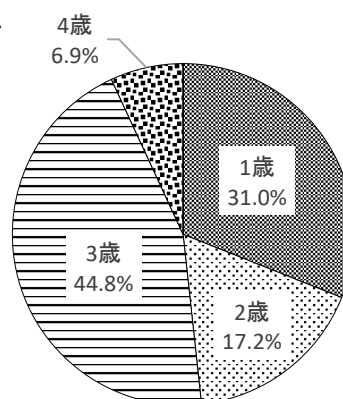
■平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用をしていない理由（複数回答）

定期的な教育・保育事業の利用をしていない109人の理由は、「子どもがまだ小さいから」60人（42.6%）、「利用する必要がない」43人（30.5%）、「祖父母や親せきがみている」10人（7.1%）でした。



■何歳から利用するか（n=109）

また、「子どもがまだ小さい」と答えた方に、何歳から利用するか問いに、「3歳」44.8%（26人）、「1歳」31.0%（18人）、「2歳」17.2%（10人）、「4歳」6.9%（4人）の順でした。

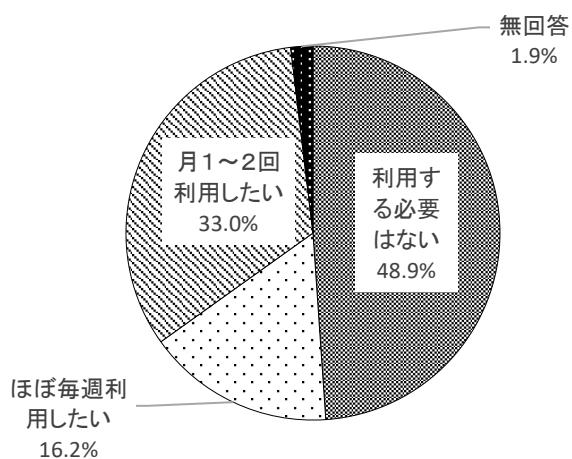


■土、日・祝日の教育・保育事業の利用希望

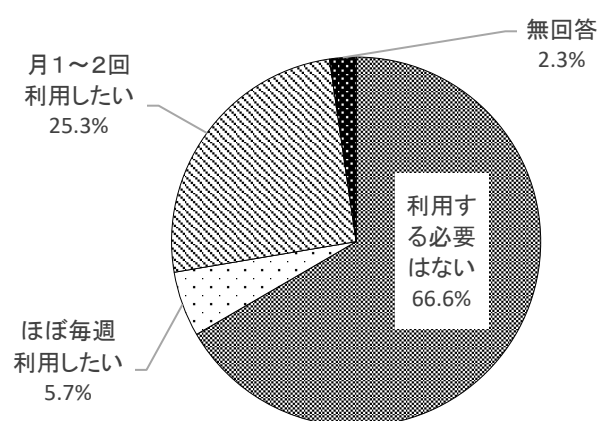
土曜日の教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が48.9%（359人）で半数を占めていますが、「ほぼ毎週利用したい」が16.2%（119人）、「月1～2回利用したい」が33.0%（242人）と、あわせると半数は利用希望があります。

また、日曜日・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が66.6%（489人）で3分の2を占めていますが、「月1～2回利用したい」が25.3%（186人）と4分の1は利用希望があります。那須町の基幹産業は観光であるためと考えられます。

土曜日の利用希望



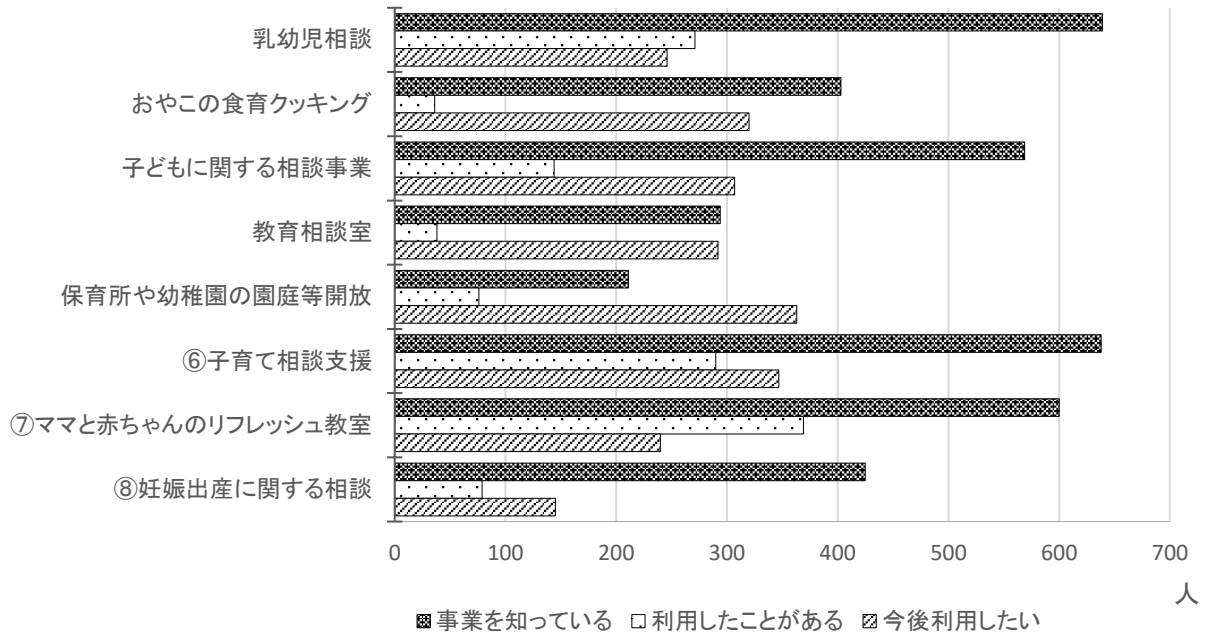
日曜日・祝日の利用希望



■子育て支援事業について

子育て支援に関する各種事業について認知度、利用状況、今後の利用希望については、知っていても利用していない項目が多く、今後の利用希望もあります。

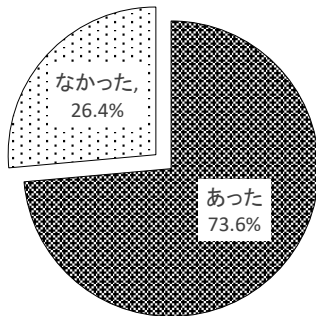
子育て支援事業の認知度、利用数、今後の利用希望



(4) 子どもが病気やケガのときの対応について

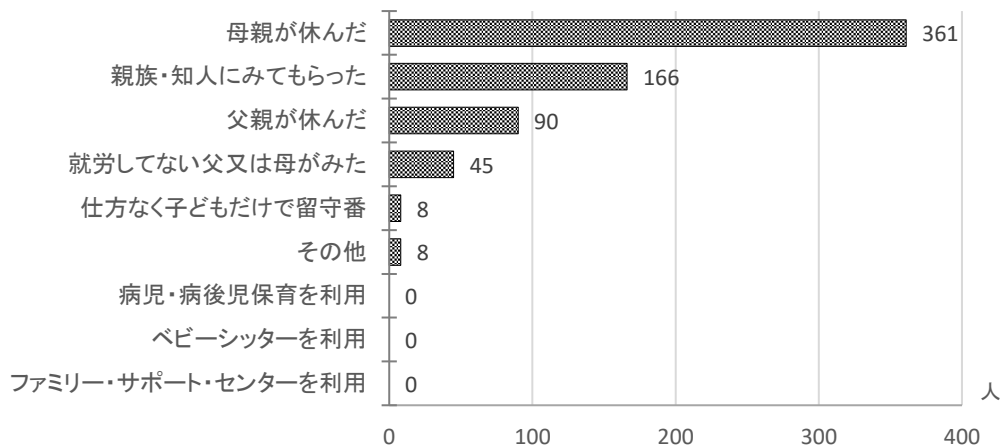
■子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

病気やケガの対応



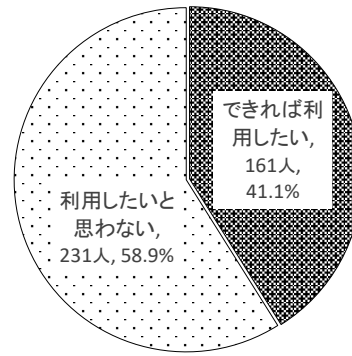
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が73.6%、「なかった」が26.4%となっています。

その時の対処法は、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・知人にみてもらった」、「父親が休んだ」の順となっており、子育て支援サービスの利用はありませんでした。



■病児（病児・病後児）保育の利用意向

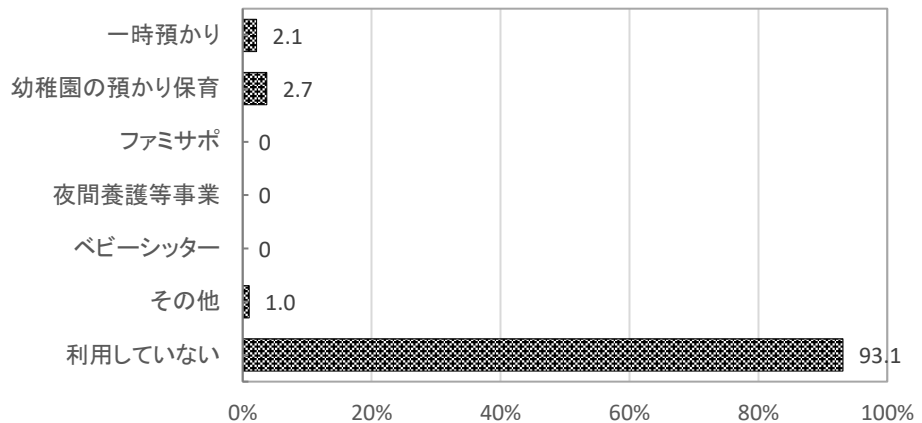
病児（病児・病後児）保育の利用については、「利用したいとは思わない」が58.9%（231人）、「できれば利用したい」が41.1%（161人）となっています。



(5) 不特定の教育・保育事業の利用について

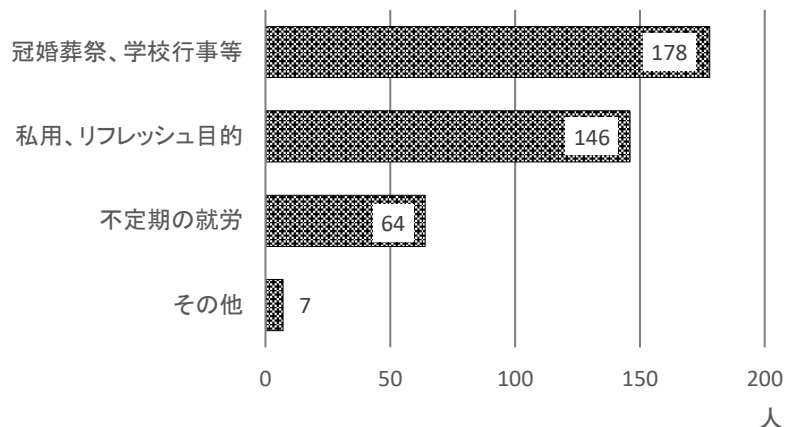
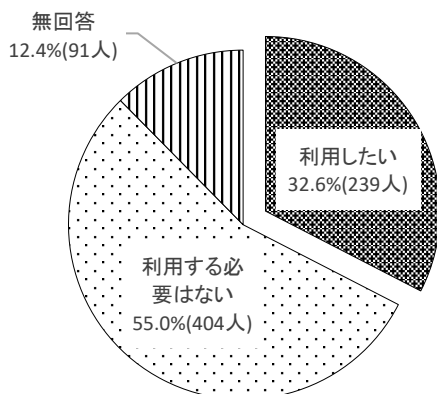
■私用や親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している教育・保育事業

不特定の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が93.1%で多数を占めています。「幼稚園の預かり保育」が2.7%、「一時預かり」が2.1%となっています。



○今後の利用意向

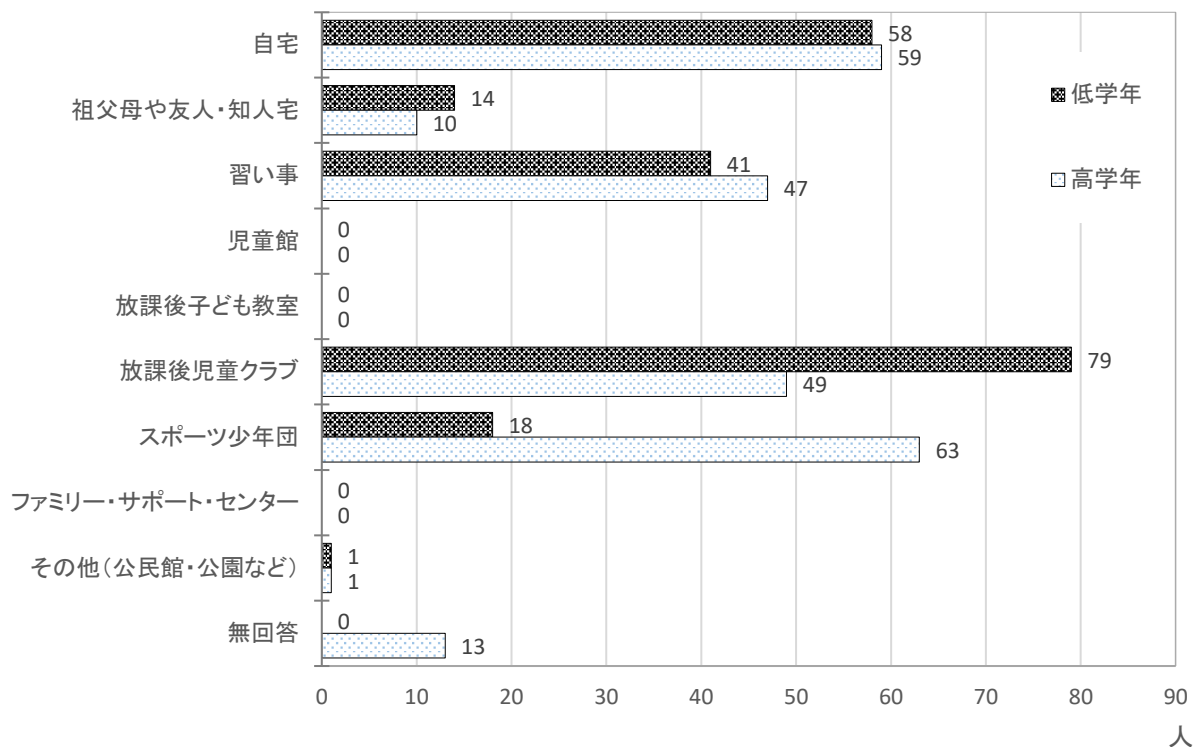
今後、不特定の教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」が55.05%（404人）、「利用したい」が32.6%（239人）となっています。利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が178人で最も多く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が146人、「不特定の就労」が64人となっています。



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方（希望）について

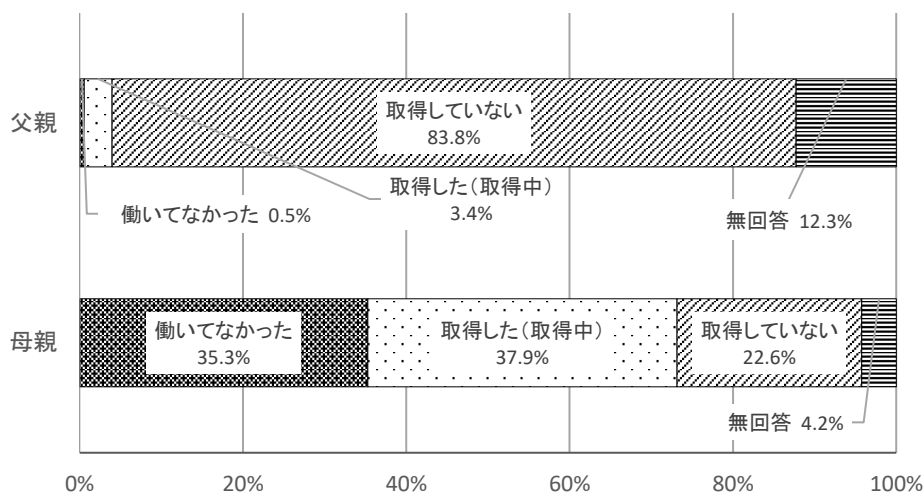
小学校低学年では、「放課後児童クラブ」が79人（37.4%）で最も多く、次いで「自宅」が58人（27.5%）、「習い事」が41人（19.4%）、「スポーツ少年団（部活動等）」が18人（8.5%）となっています。

小学校高学年では「スポーツ少年団（部活動等）」が63人（26.0%）で最も多く、「自宅」が59人（24.4%）、次いで「放課後児童クラブ」が49人（20.2%）、「習い事」が47人（19.4%）、となっています。



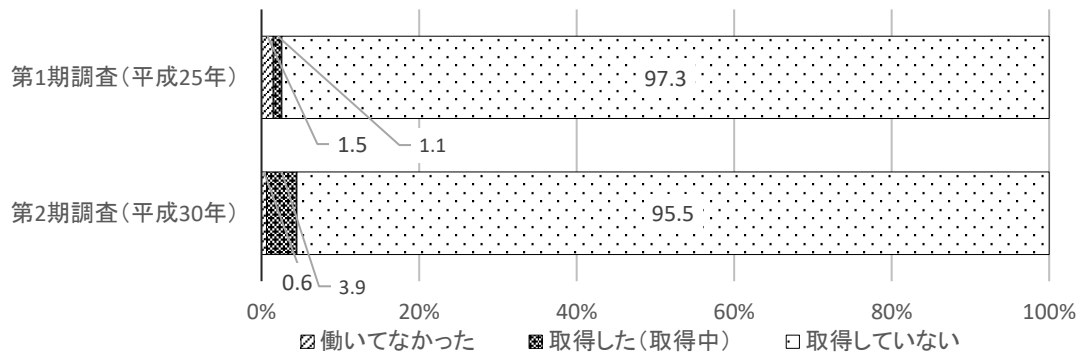
(7) 育児休暇の取得について

父親の育児休暇の取得状況は、「取得していない」が83.8%（615人）で大半を占めています。母親の育児休暇の取得状況は、「取得した（取得中である）」が37.9%（278人）と最も多く、次いで「働いていなかった」が35.3%（259人）で「取得していない」が22.6%（166人）となっています。

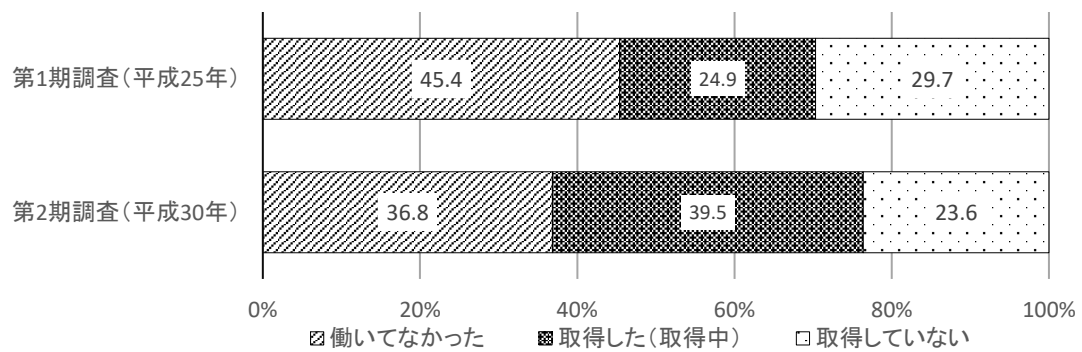


また、前回の調査と比較してみると、父親の育児休暇の取得状況は、わずかではあるが、「取得した」が増加しています。母親の状況は、前回約半数が働いていなかった（45.4%）が、今回は36.8%で、「取得した（取得中）」が39.5%、「取得していない」が23.6%で、妊娠・出産・育児を経過しても、就労している母親が増えています。

父親の育児休暇の取得状況



母親の育児休暇の取得状況



これまでの、地域の状況、教育・保育の利用状況やニーズ調査結果等から、以下のような課題が浮かび上がってきました。課題に対応するとともに、国の指針でも言われている子どもの育ちや子育てをめぐる環境を踏まえながら、子どもの成長が安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるように、また、家庭での子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと向き合い、喜びを感じながら子育てができるように、子どもの育ちと子育てを那須町全体で支援していくことが大切です。

(1) 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制の確保を検討します。
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と質的改善を行います。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化による、教育・保育のニーズの多様化にあわせた、教育・保育のメニューを充実していきます。
- 地域特性に応じた延長保育、休日保育の検討を行います。
- 幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後児童クラブへのニーズが高く、小1の壁の解消、女性の就労率の上昇を見据えた拡充が必要です。
- 一時預かり等の柔軟な受入れ体制の整備を行います。
- 就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感の増大等を踏まえ、様々な場面を通じて家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育てサービス利用者への育児情報提供の仕方と助言の拡大を図ります。

(2) 家庭・地域の子育て支援を充実

- 地域の実情に応じた提供対策が必要です。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子などのほか、貧困、虐待等特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し関心を深め地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供

- 少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。教育と保育を一体的に提供できる認定こども園を活用することで、より質の高い教育・保育の提供を推進していきます。

(4) 那須町における特有の課題について

- 観光業に携わる保護者が多い地区があります。そのため、平日の子育て支援とともに、保護者が就労により、子どもの面倒を見られない休日や祝祭日等の対応の検討が必要です。
- 移住者は地域で孤立しやすく、子育ての情報を把握できないケースがあります。今後も移住者の転入手続きの折に、子育て支援に関する情報提供等より充実させることが必要です。
- 保護者の苦情等に適切に対応のできる相談窓口の充実を図る必要があります。
- 子どもの虐待等をいち早く把握するために、町、教育・保育施設、学校関係者等・関係機関等の更なる連携強化が必要です。
- 一時預かりや子育て援助活動(ファミサポ)、民営化保育園など、幅広い保育ニーズに对应していく必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 目的

那須町の子ども・子育て支援事業は、那須町で生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創造することを目的に実施します。

急速な少子化の進行や家庭・地域等を取り巻く環境の変化を踏まえながら、子ども・子育て支援法や児童福祉法等の子どもに関する法律に基づく施策をはじめ、子ども・子育て支援給付、子どもや子どもを養育している保護者等への支援を行います。

2 基本理念

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、那須町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

**すべての子どもが輝くまち那須
つなげよう未来へ**

- 保護者が子どもをしっかり育てるという基本的な認識のもとに、家庭、学校、地域、職域等、子どもを取り巻くすべての人たちが、それぞれの立場を認識しながら、協働して、子ども・子育て支援を行っていきます。
- 子ども・子育て支援給付をはじめとする支援内容や水準は、すべての子どもが、健やかに成長するよう支援するためにも、良質で適切なものとします。
- 子ども・子育て支援給付や他の事業は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に行います。

基本理念：すべての子どもが輝くまち那須 つなげよう未来へ

第4章 子ども・子育て支援事業

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育事業の提供
- 3 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業
- 5 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- 7 教育・保育施設の質の向上

第5章 次世代育成支援対策の推進

1 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育てサービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
- (5) 地域における人材養成

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- (5) 小児医療の充実

3 子ども心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良質な居住環境の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備
- (4) 安心して外出できる環境の整備
- (5) 安全・安心まちづくりの推進等

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

7 子どもの安全の確保

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児等支援の必要な子どもたちへの施策の充実等

8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児等支援の必要な子どもたちへの施策の充実等

第4章 子ども・子育て支援事業

子ども・事業を推進するにあたり、那須町の児童の人口（0歳～小学6年生まで）を以下のように推計しました。

■児童の人口推計（0歳～小学6年生まで）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	0歳	105	102	102	100	100
	1歳	108	105	102	102	100
	2歳	112	108	105	102	102
	1～2歳小計	220	213	207	204	202
	3歳	137	112	108	105	102
	4歳	139	137	112	108	105
	5歳	139	137	112	108	105
	3～5歳小計	415	386	332	321	312
	就学前計	747	703	666	629	617
就学後	6歳	155	146	139	137	112
	7歳	157	155	146	139	137
	8歳	141	157	155	146	139
	9歳	145	141	157	156	146
	10歳	152	145	141	157	155
	11歳	145	152	145	141	157
	就学後計	895	896	883	875	846
合計	1,642	1,599	1,549	1,504	1,463	

1

教育・保育提供区域の設定



（1）那須町における教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件および現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

那須町においては、町内の区域や通勤圏、提供区域内での需要調整などを勘案し、町内全域を1区域として設定します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するため、子どもや子育て家庭の置かれた状況等に応じた教育・保育を安定的に提供します。

(1) 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」、及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」があります。

教育・保育施設の利用にあたり、「通常教育・保育に要する費用」のうち、「国で定めた利用者負担額」を除く部分を国・県・町で負担します。さらに令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化による町負担の拡充や、町独自の利用者負担額の設定、第3子以降の設定により、保護者の負担軽減を図ります。

(2) 子どもの認定区分

幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する子どもの保護者は、居住する市町村へ「子どものための教育・保育給付」を受ける資格があること及び子どもの区分についての認定を申請することとされています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づいて、教育・保育の必要性を認定します。

■認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

区分	対象年齢	教育・保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の教育を希望 (教育標準時間)	主に幼稚園、認定こども園等
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育標準・短時間)	主に保育所、認定こども園等
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育標準・短時間)	保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育等

3

教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育の需要と均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

人数（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 必要利用定員総数	98人	94人	85人	83人	81人
② 確保の内容	152人	152人	152人	152人	152人
特定教育・保育施設	115人	115人	115人	115人	115人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	37人	37人	37人	37人	37人
過不足（②-①）	54人	58人	67人	83人	81人

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

(2) 2号認定（3歳以上、保育園・認定こども園を利用希望）

人数（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 必要利用定員総数	352人	327人	282人	273人	266人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	14人	13人	11人	10人	10人
上記以外	338人	314人	271人	263人	256人
② 確保の内容	376人	369人	376人	376人	376人
特定教育・保育施設	366人	359人	366人	366人	366人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（②-①）	24人	42人	94人	103人	110人

(3) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

人数（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 必要利用定員総数	30人	30人	31人	31人	32人
② 確保の内容	25人	31人	34人	34人	34人
特定教育・保育施設	24人	30人	33人	33人	33人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	1人	1人	1人	1人	1人
過不足（②-①）	△5人	1人	3人	3人	2人

(4) 3号認定（1・2歳、保育所・認定こども園を利用希望）

人数（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 必要利用定員総数	191人	185人	180人	177人	175人
② 確保の内容	210人	201人	201人	201人	201人
特定教育・保育施設	200人	191人	191人	191人	191人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（②-①）	19人	16人	21人	24人	26人

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	68.0%	68.2%	68.2%	68.4%	68.5%
推計児童数（0～2歳）	325人	315人	309人	304人	302人

(5) 各年度の確保の内容（前年度比）

人数（年間）

確保の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	152人	152人	152人	152人	152人
（前年度比）					
2号認定	376人	369人	376人	376人	376人
（前年度比）		（△7人）	（+7人）		
3号認定（0歳）	25人	31人	34人	34人	34人
（前年度比）		（+6人）	（+3人）		
3号認定（1・2歳）	210人	201人	201人	201人	201人
（前年度比）		（△9人）			
合計	763人	753人	763人	763人	763人
（前年度比）		（△10人）	（+10人）		

前年度比の内容

○令和3年度

- ・伊王野保育園0歳児受入れ開始

3号認定（0歳）が+6人、3号認定（1・2歳）が△6人

- ・那須高原保育園の民営化開始

2号認定が△7人、3号認定（1・2歳）が△3人

○令和4年度

- ・大同、高久保育園の統合民営化開始

2号認定が+7人、3号認定（0歳）が+3人

4

地域子ども・子育て支援事業

教育・保育提供区域と同じ考え方から那須町全域としますが、放課後児童健全育成事業については、原則としては小学校ごとに実施します。

事業区分（13事業）	
①利用者支援事業	子どもや保護者が、子育て支援事業を適切かつ円滑に利用できるよう、情報提供や助言等を実施する事業
②地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する事業
③妊婦健康診査事業	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業
④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	(ショートステイ・トワイライトステイ) 疾病・疲労など身体・精神上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子どもの預かり等を希望する利用会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業
⑧一時預かり事業	一時的に保育が困難になった乳幼児について、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑨時間外保育事業 (延長保育・休日保育)	通常の利用時間及び利用日以外において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
⑩病児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもを病院や保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う事業
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校等において適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所等に支払うべき副食費や日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加等に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入の支援等、良質かつ適切な教育・保育等の提唱体制の確保を図る



(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、幼稚園や保育所等での教育・保育や、一時預かり等の地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、情報提供や助言・相談等の支援を行う事業です。

基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの

特定型：待機児童の解消を図るための、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が切れ目ない相談支援等を実施するもの

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

延べ利用者数(月間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(人回)	170	170	170	170	170
②施設数(か所)	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

延べ回数 (年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人回/年)	1,222	1,187	1,187	1,164	1,164

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

人数 (年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人/年)	101	98	98	97	97

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

人数 (年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人/年)	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、疾病・疲労等身体・精神上的の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。(短期入所生活援助：ショートステイ、夜間養護等：トワイライトステイ)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人/年)	10	10	10	10	10
②確保方策	20	20	20	20	20
③施設数	3	3	3	3	3
②－①	10	10	10	10	10

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(利用会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡調整等を行う就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人/年)	48	60	72	84	96
②確保方策	48	60	72	84	96
②－①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産等により一時的に保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園を対象とした一時預かり

延べ利用者数（年間）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人日／年）	3,530	3,330	3,330	3,230	3,130
1号認定見込み （人日／年）	3,500	3,300	3,300	3,200	3,100
2号認定見込み （人日／年）	30	30	30	30	30
②確保方策 （人日／年）	3,530	3,330	3,330	3,230	3,130
③施設数	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、病児・緊急対応強化事業除く）、子育て短期支援事業（トワイライトイ）

延べ利用者数（年間）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人日／年）	612	612	612	612	612
②確保方策（人日／年）	612	612	612	612	612
一時預かり （在園児対象型除く）	600	600	600	600	600
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター等） 未就学児対象	12	12	12	12	12
子育て短期支援事業 （トワイライトイ）	0	0	0	0	0
施設数					
一時預かり （在園児対象型除く）	2	2	2	2	2
子育て短期支援事業 （トワイライトイ）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(9) 時間外保育事業(延長保育・休日保育)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用時間及び利用日以外において、引き続き保育を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

人数(年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(人/年)	190	190	190	190	190
②確保方策(人/年)	190	190	190	190	190
③施設数(か所)	7	7	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院等の医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う事業です。

延べ利用者数(年間)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(人日/年)	120	120	120	120	120
②確保方策(人日/年)	120	120	120	120	120
病児保育事業	120	120	120	120	120
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター等)	0	0	0	0	0
③施設数(か所)	0	0	0	0	0
病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
非施設型(訪問型)	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校や児童館等において、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

	人数（年間）				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人／年）	285	291	288	284	264
1年生	85	85	83	82	67
2年生	71	74	70	67	66
3年生	42	47	47	44	42
4年生	44	42	47	47	44
5年生	30	29	28	31	31
6年生	13	14	13	13	14
②確保方策（人／年）	320	320	320	320	320
1年生	100	100	100	100	100
2年生	80	80	80	80	80
3年生	50	50	50	50	50
4年生	50	50	50	50	50
5年生	20	20	20	20	20
6年生	20	20	20	20	20
③単位数（か所）	9	9	9	9	9
②—①	35	29	32	36	56

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所等に支払うべき副食費や日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加等に要する費用等を助成する事業です。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施予定	あり	あり	あり	あり	あり

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入の支援等、良質かつ適切な教育・保育等の提唱体制の確保を図ります。

(14) 子ども・子育て支援拡充事業

那須町では、限られた予算で幅広いニーズに応じた様々な子育て支援を展開していくため、国と県の財政支援が得られる「地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）」と、町独自の次世代育成支援対策を併せて実施していきます。

□乳幼児おむつ等購入費助成事業

那須町の次世代を担う子どもの出産を祝い、その健やかな成長を応援するため、子育てに必要な乳幼児用おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部助成をし、保護者の皆様の子育てを応援します。

- ・交付対象者：町内に住所を有し、出産から満3歳のお子様を持つ保護者に交付します。
- ・交付内容：誕生時5万円分、1歳4万円分、2歳3万円分、3歳2万円分
- ・購入対象商品：紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おしりライナー、おしりふき

□公立保育園の民営化

公立保育所の民営化は、保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育サービスの充実、保育の質の向上とあわせて子育て支援施策のより一層の充実を図ることを目的としています。

民営化するにあたっては、利便的なサービスの拡大はもとより、子どもの最善の利益が考慮されること、一人ひとりの子どもの発育・発達を尊重し支援する保育ができることなど、保育の「質」を重要視します。



幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に受けられ、利用できる施設として認定こども園があります。那須町では平成 19 年から認定こども園を開設しています。

乳幼児期の子どもの発達は、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握した上で、一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・保育及び養育支援へつなげていくことが求められます。那須町では、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けて推進を図っていきます。

「認定こども園」の特徴、整備促進、小学校等との連携促進のポイントについて以下に紹介します。

（１）認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- 認定こども園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

（２）認定こども園の整備促進

- 各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に応じ、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進していきます。
- 幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたって、国や県において財政支援メニューがある場合は、積極的な活用を検討していきます。

（３）小学校等との連携促進

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培っていきます。
- 小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携を図ります。

子ども・子育て支援の内容を拡充するとともに、子どもの保護者の経済的負担に配慮するため、令和元年10月から子育てのための施設等利用給付制度が創設されました。

(1) 子育てのための施設等利用給付

市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設やサービスを、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用のうち、全額または国が定めた月額上限額までを国・県・町で負担することにより保護者の負担軽減を図ります。

(2) 対象施設等（市町村の確認を受けたもの）

- ・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・特別支援学校の幼稚部
- ・預かり保育事業
- ・病児保育事業
- ・児童発達支援

(3) 支給要件

- ① 3歳～5歳まで（小学校就学前）の子ども
- ② 0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(4) 子どもの認定区分

市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設やサービスを利用する子どもの保護者は、居住する市町村へ「子育てのための施設等利用給付」を受ける資格があること及び子どもの区分についての認定を申請することとされています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づいて認定します。

■認定区分

第1～第3号認定（子ども・子育て支援法第30条等）

区分	対象年齢	保育の必要性等	利用施設
第1号認定	3～5歳	保育の必要性なし	主に子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
第2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	主に幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等
第3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり 住民税非課税世帯の子ども	認可外保育施設等

(5) 円滑な実施

○制度の円滑な実施のため、国・県の制度を活用し体制整備を図ります。

○他市町村との連携はもとより、町内や他の地域の幼児期の教育・保育等を行う施設等との連携を図ります。

7

教育・保育施設の質の向上

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、教育・保育施設事業者等と連携して、人材の確保・育成を図ります。

(1) 専門性を有する職員の配置

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者を配置します。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が教育と保育を一定的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催等による支援を行います。

(3) 保育士の処遇改善

保育の担い手の確保が全国的な課題となっていることから、本町においても国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

(4) 支援の必要な子どもに対する配慮

社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、障がいを持つ子ども、医療的ケアが必要な子ども、外国につながる子ども等様々な状況におかれている子どもに対して、一人ひとりの状況を的確に把握し、関係機関等との連携を強化し、適切で必要な支援が受けられるよう配慮します。



第5章 次世代育成支援対策の推進

1 次世代育成支援対策の基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

また、実施にあたっては、教育・保育の提供体制の充実や地域子ども・子育て支援事業と併せて行うことにより、より手厚い次世代育成支援対策を展開します。

■施策体系（基本目標）

目標1	地域における子育ての支援
目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進
目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
目標4	子育てを支援する生活環境の整備
目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進等
目標6	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
目標7	子どもの安全の確保
目標8	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

国の指針に沿って、子ども・子育て支援と次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業の達成目標等を体系的に定め、計画的に推進していきます。

計画期間における施策（事業）は以下のとおりです。

1 地域における子育ての支援

【基本方針】

- 地域子ども・子育て支援事業を基本に、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。また、実施にあたっては、親が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮をしていきます。
- 教育・保育の質と量の充実とともに、多様なニーズに応じた保育サービスの提供体制を整備していきます。
- きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援のネットワークづくりを促進し、各種子育て支援サービス等の周知を行っていきます。
- 放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自由に遊べ、学習や様々な体験活動等や、地域住民等との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。また、地域における青少年の活動拠点として、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会を提供していきます。
- 地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、高齢者や育児経験が豊かな主婦その他の地域人材を養成し、効果的に活用していきます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
1	家庭訪問等支援事業	こども未来課	・子育て支援を要する家庭に対し、相談支援を行います。	家庭訪問 500 電話相談 600 面接相談 400

(2) 保育サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
2	保育サービスの提供体制整備	こども未来課	・利用実態や意向を十分に踏まえた上で、町第2期保育園運営適正化・整備計画に沿った公立保育所の統廃合を推進します。 ・職員配置の充実等を図り、保育サービスの提供体制を整備します。	提供体制整備 公立保育所 4か所

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
3	民間活力等を活用した保育サービスの充実	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・町第2期保育園運営適正化・整備計画に沿って保育所の民営化の導入による保育サービスの充実を図ります。 ・民間活力を活用して保育サービスの多様化を図ります。 	民営化保育所 2か所 認可外保育施設等 2か所
4	障がい児保育の実施	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の受け入れ態勢を整え、集団保育が可能な障がい児をすべての保育施設で受け入れます。 	障がい児受入施設 6か所
5	乳児保育の実施	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため0歳児（7か月児）からの保育を実施します。 	乳児受入施設 6か所
6	休日保育の実施	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜や祝日に仕事などで保育を必要とする観光業の盛んな地域等のニーズに対応できる体制づくりを推進します。 	休日保育実施施設 1か所
7	世代間交流の推進	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の協力を得て、世代間交流を進めながら、豊かな子育て支援を推進します。 	世代間交流実施施設 6か所

（3） 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
8	子育て支援ボランティアによる託児支援	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ボランティア（みつばち）による託児支援を行います。 	子育て支援ボランティア 10人
9	子育てガイドブックの作成	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載し、随時更新します。 	作成 令和2年 更新随時
10	子育て支援アプリの配信	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援アプリを活用し子育て世帯へ情報の発信等を行う。 	登録世帯数 330件

（4） 子どもの健全育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
11	児童健全育成の取り組み	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成のための子どもフェスティバル、キャンプ、ジュニアリーダーズクラブ等の取り組みを推進します。 ・子ども会育成会の組織の見直しと活性化を推進します。 	フェスティバル ジュニアリーダーズ 40人
12	学習支援事業	生涯学習課 学校教育課 こども未来課	<p>学校の授業以外（土日や放課後等）において、地域の方々の参画・支援を得て、子どもたちの学習支援を行います。学校の空き教室、公民館等を活用し、放課後児童クラブとの連携を取りながら進めていきます。</p>	学習支援実施 小学校6か所

① 地域の協力による子どもの健全育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
13	コミュニティー・スクール事業	生涯学習課	社会教育法の一部改正により(H29.4)、学校運営協議会の設置が努力義務化された。地域住民等が学校運営全般に参画する仕組みとして、全小中学校に学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」に取り組んでいきます。	関連研修会 5回

② 新・放課後子どもプラン

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
14	放課後子ども教室（アナザースクール）	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の教育課程によらない活動の場として位置づけ、子どもたちの体験的な学びの充実を図ります。 地域人材の活躍の場の確保につなげ、地域の子どもは地域で育てるという気運を高めて、地域の教育力の向上を図ります。 	各小学校で開催 6か所

(5) 地域における人材養成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
15	家庭教育オピニオンリーダーの育成	生涯学習課	・家庭教育について、自主的な学習の促進、情報や学習機会の提供、相談活動等を積極的に行い、地域に根差した家庭教育支援ができるボランティアを育成します。	家庭教育オピニオンリーダー 20人
16	学校支援ボランティア講座	生涯学習課	・学校支援活動や放課後活動に関わるボランティアを対象に学習機会を提供し、ボランティア個人の資質の向上と地域の教育力の向上を図るとともに、実践者同士のネットワークを築きます。	関連講座開催 5回 ボランティア団体 5団体

(6) その他

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
17	幼稚園の地域開放	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児を含めた親子登園等を推進します。 遊びを通して異年齢児との交流を図ります。 	地域開放実施 幼稚園2か所

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

【基本方針】

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

- 妊娠期、出産期、新生児期、及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査等の充実とともに、妊産婦や子どもの医療費助成等を行います。
- 思春期における保健対策の重要性を認識し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図り、喫煙や薬物等に関する教育を行うとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、子どもの行動を受け止める地域づくりを推進します。
- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供等を推進します。
- 近隣市町及び関係機関と連携し、県北医療圏における小児救急医療体制の充実・確保に取り組みます。

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
18	乳幼児健診の実施	保健福祉課 (保健センター)	・母子の心身の健康を確保するため、健診を実施します。 ・病気や異常の早期発見、早期対応のみならず、育児対策として、育児不安の解消、育児の交流の場として充実させ、支援していきます。	4か月児 ～3歳児健診 38回
19	母子健康手帳等の交付	こども未来課 (支援センター)	・妊娠期からの母子(父子)の健康管理に役立てるように母子(父子)健康手帳を交付します。	母子健康手帳等 交付 100件
20	不妊治療費助成の実施	保健福祉課 (保健センター)	・不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療に要する経費の一部を助成し、少子化対策の推進を図ります。	不妊治療助成 15件
21	歯科保健教室の実施	保健福祉課 (保健センター)	・生涯健康な口腔衛生が保たれるために、妊娠期から乳幼児期・小中学校まで、切れ目のない歯科保健対策を実施します。	歯科保健教室 10回
22	こども医療費助成の実施	住民生活課	・18歳を迎えて最初の3月31日までのこども医療費を無料化することにより、疾病の早期発見と治療を促進します。	こども医療費 助成 31,000件
23	妊産婦医療費助成の実施	住民生活課	妊産婦への医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図ります。	妊産婦医療費 助成 1,000件
24	新生児聴覚検査費助成の実施	保健福祉課 (保健センター)	・新生児聴覚検査費の助成をすることで、聴覚障害の早期発見、早期療育を図り、成長や発達を支援します。	新生児聴覚検査 費の助成率 100%
25	産後ケア事業費の助成	保健福祉課 (保健センター)	・退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできるように支援します。 【サービスの種類と内容】 宿泊型 委託機関に宿泊してケアを受ける。 通所型 委託機関に日中滞在してケアを受ける。 訪問型 自宅に訪問した、委託している助産師からケアを受ける。	産後ケア事業費 の助成率 100%

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
26	思春期保健教室の実施	保健福祉課 (保健センター)	・大切な時期である思春期の子どもたちが、「生」と「性」に対する正しい知識を身につけ、自分を大切に、相手を大切にできる力を持ち、心身ともにより健やかに成長できるように支援するとともに、豊かな父性・母性を育むことを目的として、各中学校において、思春期保健教室を実施します。	思春期保健教室 2回（校）
27	思春期における健康教育の実施	学校教育課	・今後とも年齢に応じた健康教育を実施し、自分を大切にすることや健康習慣を身につけられるよう支援します。 ・性や性感染予防、妊娠に関する正しい知識の普及・啓発、喫煙や薬物に対する教育を実施します。	健康教室実施校 8校

(3) 「食育」の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
28	健診における食育の推進	保健福祉課 (保健センター)	・各種健診において、発達段階に応じた食に関する指導・相談を実施します。	健診における 食育推進 20回
29	幼児の食育推進事業	保健福祉課 (保健センター)	・幼児期からの食習慣を身につけるよう支援するため、各保育所、幼稚園を対象に食育に関する出前講座を実施します。	食育出前講座 8回
30	親と子の食育教室	生涯学習課 保健福祉課 (保健センター)	・食の体験を通して、興味や関心をもってもらい自分で食を選ぶ力を身に付けるように支援するため、親子を対象とした栄養教室を実施します。	食育教室 1回
31	高校生のための食育授業	保健福祉課 (保健センター)	・健康と食事の関係に気づき、自分自身にとって望ましい食事は何かを学ぶ。	食育授業 3回

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(5) 小児医療の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
32	小児救急医療体制の整備・充実	保健福祉課 (保健センター)	・県北医療圏における小児救急医療の充実を図るため、那須赤十字病院等の小児救急拠点病院への助成を継続し、安心して受診できる医療体制の整備、広域化を推進します。 ・医師会等の協力のもと、一次医療、二次医療の体制を整備します。 ・家庭における健康管理の推進と、適正な受診方法について普及・啓発していきます。	小児救急 拠点病院助成 3か所

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本方針】

- 子どもを生み育てることの意義に関する教育、広報・啓発とともに、子どもや家庭の大切さ

を理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

- 教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、いじめ、不登校等に対応する専門家による相談体制の強化、学校、家庭、地域等のネットワークづくりを推進します。
- 保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図るとともに、教員の指導力の向上、適切な学校施設の整備を推進します。また、小学校、幼稚園及び保育所の連携を深め、児童の円滑な接続を図ります。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、豊かな人間性と生きる力を社会全体で育てていくため、地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。

(1) 次代の親の育成

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
33	乳幼児とのふれあ体験事業	学校教育課 こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生が乳幼児とふれあう機会を作り、子どもを生み育てることの意義を学びます。 ・保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げていきます。 	職業体験の実施 中学校2校

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
34	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるために、師範授業を実施します。 	師範授業の実施 小学校6校 中学校2校
35	ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の様々な分野の方に協力いただき、人間関係プログラムの師範授業や土曜授業を行い、活力のある学校づくりを進めます。 ・特別非常勤講師を活用し、外部人材の授業参加を図ります。 	特別非常勤講師等活用 小学校6校 中学校2校

② 豊かな心の育成

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
36	那須町教育相談室	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭と連携して、いじめ、不登校に早期対応し、解決を目指します。 ・適応指導教室に通う児童・生徒や、その保護者へのカウンセリングを実施します。 	来室相談 300件 家庭訪問 60件 学校訪問 100件

③ 健やかな体の育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
37	保育室内外で体を動かして遊ぶことの奨励	こども未来課	・那須町こども体操「なすの森でぼうけん！」を保育の中に取り入れ、進んで運動する子を育成します。	体操の発表 3回（運動会・行事等）
38	親子運動遊びの実施	こども未来課	・各保育所で親子運動遊びを実施し、運動する楽しさ・大切さを伝えていきます。 ・各保育所で運動を取り入れた保育の在り方についての保育士向けの研修を行います。	親子運動遊び 年2回（0～2歳児向け、3～5歳児向け） 研修・各保育所 年1回

④ 信頼される学校づくり

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
39	学習指導主任研修会及び教職員の学習指導に関する研修会	学校教育課	・学習指導、児童・生徒指導等、指導ごとの研修を行うことにより、教職員の資質の向上や学校の組織力の向上を図ります。	学習指導研修会 4回 外国語活動研修 3回 教務主任研修会 3回
40	那須町版コミュニティ・スクールの推進	学校教育課	・学校、地域コーディネーター、地域住民が一体となり、地域と連携協力の幅を広げ、よりきめ細やかな教育活動を行えるよう、那須町版コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進していきます。	コミュニティ・スクールの活用 小学校6校 中学校2校
41	教育環境の整備	学校教育課	・子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。 ・今後とも計画的な施設整備を推進していきます。	学校施設改修 5件
42	幼・保・小連絡協議会の連携	学校教育課	・幼・保・小連携推進事業を実施していきます。 ・町内の幼稚園、認定こども園、保育所、小学校の教職員を対象に、公開保育や公開事業・講演会を行い、相互の理解や連携を深め、那須町版接続期カリキュラムを活用し、児童・生徒の健全育成を目指します。	幼・保・小 連携推進事業 4回

⑤ 幼児教育の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
43	保育の内容に関する研修	こども未来課	・保育指針に基づいた保育の在り方に関する研修を実施し、園児の主体性を養います。 ・特別な支援を要する子の保育に関する研修を実施し園児の特性を活かした保育を行います。 ・食育に関する研修を実施し、食を楽しみ、感謝する子を育成します。	年1回 年3回 年1回
44	安全な保育に関する研修	こども未来課	・危機管理マニュアルに関する研修を実施し、適切な危機対応ができるようにします。	年1回
45	信頼される保育所づくりに関する研修	こども未来課	・保育所の自己評価に関する研修を行い、保護者・地域の信頼に基づいた保育となるよう常に改善を図ります。	年2回

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

① 家庭の教育力の向上

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
46	親学習プログラムの実施	生涯学習課	・多様化する保護者の悩みや不安に対応するため、親の悩みを支援する参加型学習プログラムである「親学習プログラム」を就学時健康診断時や小中学校の保護者会、幼稚園及び保育所等において実施します。	親学習プログラム 15回

③ 地域の教育力の向上

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
47	ブックスタート	生涯学習課 保健福祉課 (保健センター)	・赤ちゃんとゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、絵本を手渡し、絵本の大切さを伝えていきます。	0歳児と親の 読みきかせ 6回
48	読みきかせ	生涯学習課	・絵本の読みきかせを通し、本に親しむことの大切さを伝えていきます。	読みきかせ 12回

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
49	有害図書等立入調査	生涯学習課	・町青少年育成協議会と連携し、コンビニエンスストア等に有害図書の設置状況の立入調査を行います。	立入調査 2回

4 子育てを支援する生活環境の整備

【基本方針】

- 子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、公営住宅等への入居に対する優遇措置等を実施するとともに、良好な居住環境の確保を図ります。
- 事故の危険性の高い通学路や、生活道路等における歩道の整備等により、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。
- 道路、公園等の公共施設等の設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

(1) 良質な住宅の確保

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
50	子育て世帯に配慮した住まいづくりの支援	ふるさと定住課	・定住促進住宅の子育て世帯減免措置により、入居の促進を継続して行います。	定住促進住宅 入居率100%

(2) 良好な居住環境の確保

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
51	宅地造成事業	ふるさと定住課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道完備で良質・良好な宅地を造成し、分譲します。 ・子育て世帯への支援策として、宅地販売価格から、中学生までの子ども1人あたり100万円を減額します。(上限あり) 	宅地販売4区画
52	町営住宅・定住促進住宅の適切な維持管理	ふるさと定住課	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が安心して生活できるよう不良箇所の修繕を行います。 ・定住促進住宅(あたごハイツ)の居住空間の利便性向上を図るため、和室をフローリング化を行います。 	あたごハイツのフローリング化41戸
53	定住促進住宅の整備事業	ふるさと定住課	<ul style="list-style-type: none"> ・黒田原地区内に新婚、若者世代向けの定住促進住宅の整備を行います。 	21戸

(3) 安全な道路交通環境の整備

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
54	通学路等の整備	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安全確保の観点から、通学路の道路改良整備、維持補修整備を行います。 	通学路等の整備計20件
55	キッズゾーンの設定の推進	こども未来課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するためにキッズゾーンの設정을推進します。 	キッズゾーンの設定4か所

(4) 安心して外出できる環境の整備

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
56	赤ちゃんの駅の推進	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳ができる場所を提供する赤ちゃんの駅を設置を推進します。 	赤ちゃんの駅設置数24か所
57	移動式赤ちゃんの駅の貸出	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が安心してイベント等に参加できるように、イベント等で利用できる移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。 	貸出回数 年1回

① 公共施設・公共交通機関、建築物等のバリアフリー

② 子育てにやさしいトイレ等の整備

③ 子育て世帯への情報提供

(5) 安全・安心まちづくりの推進等

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
58	防犯灯設置費の補助	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯灯設置事業の補助を行い、地域防犯のための環境整備を推進します。 	防犯灯設置費補助件250件
59	道路反射鏡の設置	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全確保に要する反射鏡設置事業を実施していきます。 	反射鏡設置10基
60	幸町ロードオアシスの維持管理	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ、植栽等を設置し、子どもたちや買い物、散歩する人が気軽に休憩できる場として、維持管理を行います。 	維持管理1か所

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【基本方針】

- 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発活動を推進します。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

① 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
61	事業者、労働者への意識啓発	観光商工課	仕事と生活の両立を支援するため、ポスターの掲示や広報紙、ホームページ等で事業者や労働者へ労働情報の提供を行います。	広報等 月1回

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【基本方針】

- 結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みを構築し、未婚男女の出会いの場の創出等、及び妊娠・出産等に関する情報提供等、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援の施策展開に努めます。

7 子どもの安全の確保

【基本方針】

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係民間団体等と連携し、交通安全教育及び自転車の安全利用を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、自主防犯活動を促進するとともに、学校関係者や防犯ボランティア等と連携した通学時の防犯対策、防犯に関する啓発活動等を推進します。
- いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、相談体制の強化を図ります。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
62	小学校、子ども会育成会における交通安全教育の実施	総務課	・交通安全対策用映画フィルムや器具等の貸出しを実施していきます。	器具等貸出 1回（計5回）
63	交通安全セレモニーの実施	総務課	・交通安全の意識を高めるため、運動会での交通安全セレモニーを実施していきます。	交通安全セレモニー実施 8回（計40回）

64	交通安全啓発ポスターの募集	総務課	・啓発ポスター製作による意識改革推進として、小・中学校からの啓発ポスターを募集していきます。	応募数 100件 (計500件)
----	---------------	-----	--	------------------------

② チャイルドシートの正しい使用の徹底

③ 自転車の安全利用の推進

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
65	交通安全子供自転車大会の出場者募集	総務課	・自転車の安全利用を推進するため、小学生を対象に交通安全子供自転車大会の出場者を募集します。	出場者 24人

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
66	地域安全メール等の活用等	総務課	・那須地区防犯協会に加入し、情報の共有化を図るとともに、住民の自主防犯行動を促進するために地域安全メール等の活用を推進します。	地域安全メール 登録者数 10,000人

② 学校付近等や通学路における学校関係者や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動等の推進及びスクールサポーターの活用の推進

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
67	通学時防犯対策	学校教育課	・小学生全員を対象に、常時護身用防犯ホイッスル等の配布を実施します。 ・通学時における通学防犯パトロール員の確保を推進します。 ・登下校の安全確認のための「チェックリスト」の活用を推進する。	防犯ホイッスル等 配布160個 通学防犯 パトロール員等 60名

③ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育の推進

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
68	防犯に関する啓発活動	総務課	・防犯意識高揚を推進するため、啓発チラシの配布を行います。	啓発チラシ配布 年1回 計5回
69	消費生活に関する啓発活動	観光商工課	・小中学生を対象に消費生活に関する被害防止教育の推進のため、啓発パンフレット等の配布を実施します。	パンフレット等 配布1回

④ 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
67 【再掲】	通学時防犯対策	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 小学生全員を対象に、常時護身用防犯ホイッスル等の配布を実施します。 通学時における通学防犯パトロール員の確保を推進します。 登下校の安全確認のための「チェックリスト」の活用を推進する。 	防犯ホイッスル等配布 160 個 通学防犯パトロール員等 60 名

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
70	相談体制の充実	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実を図り、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため子どもに対するカウンセリングを実施していきます。 	相談員配置 中学校(2校) 2名 小学校(6校) 2名

8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

【基本方針】

- 地域の関係機関の連携、情報の収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組み及び機能を強化し、児童虐待防止対策の充実を図ります。
- 母子家庭等に対する総合的な支援を適切に実施するとともに、相談体制の充実や、情報提供等を図ります。また、支援が必要な家庭に対し、家事支援を実施します。
- 乳幼児期を含め早期からの発達相談を実施し、発達障害の早期発見、発達支援等を行うことにより、就学に向けて適切な支援を行います。また、放課後児童クラブ等において、障がい児等の受入れを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
71	要保護児童対策地域協議会の連携強化・機能強化	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議・実務者会議を定期的実施し、関係機関との連携強化を図ります。 	代表者会議 1 回 実務者会議 6 回
72	児童虐待防止普及啓発活動	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止の為に、オレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止パンフレットの配布を行い教育・保育現場及び一般住民に対し、児童虐待に対する知識を広めます。 	虐待防止の 広報・啓発活動 1 回
73	子ども家庭総合支援拠点の設置	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 要支援児童・要保護児童及びその家族、又は特定妊婦を対象とした支援業務の強化を図るために「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めます。 	1 か所

①子どもの権利擁護

②児童虐待の発生予防、早期発見

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

④社会的養護施策との連携

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
74	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)等への支援	住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭医療費の助成制度の理解を深めるため、広報や相談を行います。 児童扶養手当制度の広報・周知や相談を行います。 母子寡婦福祉資金貸付制度や就労支援の情報の提供や制度の周知を行います。 	ひとり親医療費助成 1,800 件

(3) 障がい児等支援の必要な子どもたちへの施策の充実等

事業番号	施策(事業)	担当課	目標・方向性	指標 R6目標値
75	乳幼児発達相談の実施	保健福祉課(保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や面接・相談においてフォローアップされた子どもや相談希望者に対し、専門職員による相談を実施します。 	心理発達相談 6 回 言語発達相談 6 回 運動発達相談 6 回
76	のびのび発達相談の実施	保健福祉課(保健センター) 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 5歳児、前年度経過観察となった年長児、(幼稚園、保育所)を対象に、発見しにくい高機能自閉症等の発達障害児を早い時期に発見し、子どもの特性にあった発達支援や保護者の相談を受け、継続支援が必要な児童を専門機関へ紹介し、就学に向けた適切な支援を行っていきます。 	5歳児ののびのび発達相談 10 回 のびのび発達相談年長児フォローアップ 9 回
77	教育・保育機関と連携した相談支援	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 発達に支援を要する児童に対し、教育・保育機関と連携して相談支援を行います。 	個別相談 30 件 保育園巡回相談 15 件 各教室相談 15 件
78	放課後児童クラブの障がい児受入れ	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブの障がい児受入れを推進します。 障がい児に対応する指導員の配置等、受入れ態勢を整備します。 	障がい児受入れ 7 か所(児童クラブ 8 か所)
79	医療的ケア児への支援	保健福祉課 こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会等を活用し、医療的ケア児支援のための協議を行い、支援体制の構築を図ります。 	協議の場 1 か所
80	貧困による困難を抱える子どもたちへの支援	保健福祉課 こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県が主体となって実施する学習支援事業を、必要な家庭に情報が届くよう学校教育課、町内小中学校と連携し、対象となる子どもたちの学習意欲向上を図ります。 	開催か所 3 か所

※事業番号が黒塗りの箇所は新規事業です。



国は、保護者の就労等で「小1の壁」と言われている就学後の放課後等における子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。その後、さらに次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の実施に向けて関係する町や事業者が一層連携を深めるため、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子供教室についても、空き教室等や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労等の有無にかかわらず、全ての子どもの安全・安心な居場所づくりを図っていきます。

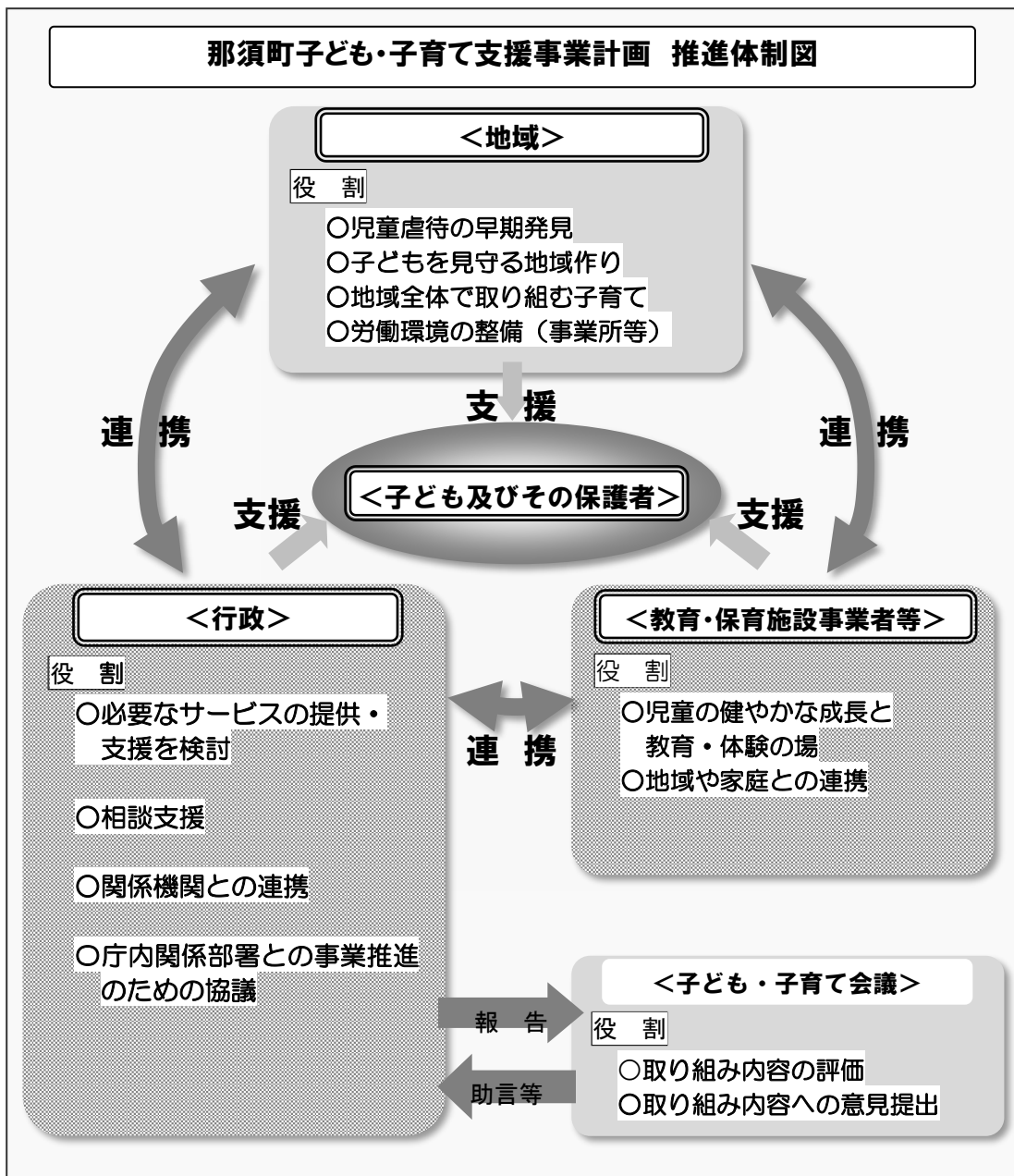
就学後の放課後等における子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は、連携して実施していくために、福祉部局と教育委員会が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

第6章 計画の推進体制

1 地域及び関係機関等との連携

那須町では、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するため、地域及び教育・保育施設事業者等や関係機関等と連携し、子ども・子育て支援に取り組みます。

また、計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野における関係部局と連携し、部局横断的に取り組む総合的な推進体制を整えます。



社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

〈市町村等の責務について・子ども・子育て支援法第3条等〉

（１）国の責務と役割

国は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

（２）都道府県の責務と役割

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

（３）市町村（那須町）の責務と役割

市町村（那須町）は、子ども・子育て支援法に基づき「市町村（那須町）子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に実施することとし、その際には、子ども及びその保護者が確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう援助するとともに、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を整えます。

（４）事業主の責務と役割

事業主は、多様な労働条件を整備することや、労働者の仕事と家庭生活との両立が図られるようにするために、必要な雇用環境の整備を行うことにより、子育て支援に努めるとともに、国や地方公共団体が行う子ども・子育て支援に協力することとされています。

（５）国民（町民）の責務と役割

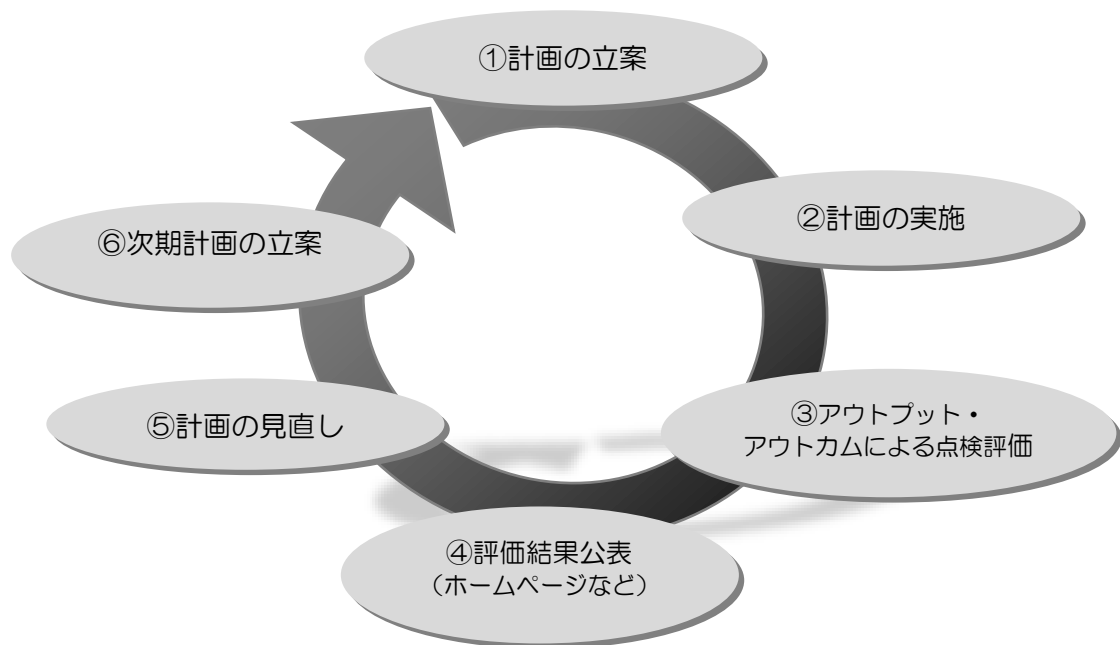
国民（町民）は、子ども・子育て支援に関心を持ち、その重要性を理解するとともに、国や地方公共団体が行う子ども・子育て支援に協力することとされています。

3

計画の達成状況の点検・評価

計画に基づく施策（事業）を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について庁内で点検・評価し、ホームページなどで広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、那須町子ども・子育て会議で協議しながら、施策（事業）の改善や見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



資料編

- ① 那須町子ども・子育て会議委員名簿
- ② 計画策定の経緯
- ③ 那須町子ども・子育て会議設置条例

資料1

那須町子ども・子育て会議委員名簿

団 体 名	氏 名	委嘱年度
那須町保育園保護者会連合会	土 屋 公 克	H30～R1
那須幼稚園父母会	足 立 康 成	R1
	瀬 戸 竜 介	H30
那須町PTA 連絡協議会	相 馬 克 彦	R1
	荒 井 士 之	H30
那須町医師会	田 崎 敬 事	H30～R1
那須町立小中学校校長会	石 田 弘	R1
	田 代 卓 朗	H30
保育園長保育会（OB）	藤 田 ひろ子	H30～R1
那須町障害児者親の会	薄 葉 けい子	R1
	宮 下 順 夫	H30
那須町民生委員児童委員協議会	相 馬 朋 子	H30～R1
家庭教育ホピオンリーダー「かおり会」	吉 田 文 枝	H30～R1
認定こども園那須幼稚園	秋 間 久美子	H30～R1
那須みふじ幼稚園	高 橋 明 男	H30～R1
放課後児童クラブ指導員	君 島 嘉 美	R1
	蔵 田 直 樹	H30
黒田原第1保育園	佐々木 孝 子	H30～R1
保健センター	遠 山 京 子	R1
	松 本 幸 子	H30

※敬称省略

資料2

計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成30年10月3日	○平成30年度第1回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 那須町第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 那須町第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) その他
平成30年12月	就学前児童保護者のアンケート調査実施
平成31年3月6日	○第2回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 那須町第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 那須町第2期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査経過報告について (3) その他
令和元年8月1日	○令和元年第1回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 平成30年度事業計画進捗状況・実績報告について (2) 那須町第2期子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
令和2年1月16日	○令和元年度第2回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 那須町第2期子ども・子育て支援事業計画骨子及び素案について (2) 那須町次世代育成支援行動計画（後期計画）について (3) その他
令和2年1月～2月	パブリックコメント実施

○那須町子ども・子育て会議設置条例

(平成 25 年 12 月 2 日条例第 29 号)
改正 平成 26 年 12 月 5 日条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、那須町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 4 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 5 日条例第 29 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

第2期那須町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 那須町

編集 那須町こども未来課

住所 〒329-3215 那須町大字寺子乙 2566-1

TEL 0287-72-6959 FAX 0287-72-5820

ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp>



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく
ジャパン!

